

城
西
郷
土
誌
全

城
西
鄉
土
誌

城西尋常高等小學校

序

教育は魂の成長である以上児童の生活体験を経ずして教育の問題は解決せられない。郷土は児童の生活域であり魂はこゝに育てられ智識はこゝに経験せられて人間修養の道場となる。

吾等は此の郷土に深い教育の根拠を求めて彼等の魂を培はねばならぬと、信ずるものである。而して郷土の研究は郷土愛を育成する。傳説に史実に現況に深く求めて更に実践を通じて「明日の郷土」への建設に参劃し郷土を支へて其の発展に努力する人物を養成したいと念願するものである。

今回當校職員の熱心なる発意により先づ其の端緒として郷土調査に着手し今日この一冊子をものにして諸兄の批正を乞ふことゝなつた。

勿論之が完成されたものでなく更にかうした研究をつゞけたい考へである。只分担執筆と短日月に纏め上げた結果連続の不統一其の他不備の点多くあることゝ思ふが諒せられたい。

終りに本書刊行に際して忙中を顧みず調査にまた材料の提供に多大なく労を寄せられし諸彦に対し謹んで満腔の謝意を表する次第である。

昭和十二年一月

城西尋常高等小學校長

小竹 庫之助

第一篇 自然誌

第一章 位置

高城村の四極は、北緯三十三度五十三分五十四秒（眞妻村との境の最北端）より同三十三度二十五分十二秒（上南部村との境の最南端）に至り、東経一三五度四十分四十一秒（切目村との境界笹屋峠附近）より同三十五度二十分五十一秒（清川村境上）に至る。更に本村の四極は、北は三里峯を隔て、左田峠行者山にて眞妻村と境し、東は清川村・西は三村境界点（本村・切目川村・眞妻村）腰瀬峠及び箱谷峠にて切目川村と隣し、南は南部川村中流を横ぎりて高幡山を通り、上南部及び本村東南約二キロ余の間は西牟婁郡上秋津村に境す。

第二章 面積

本村の広袤は、東西最長（西より箱屋峠・瀧・笹甲を結ぶ線）ほゞ二里（約八キロ）、南北は最長（北より西畑・広野を結ぶ線）約一里二十丁（約六・一キロ）にて、大凡二・一四方里に當る。

山林面積	三〇・九五八反	民有林
耕地面積	九五四反	
畑	四七九反	
宅地面積	三六〇一八坪	
国有地	九反	

第三章 地勢

第一節 総説

本村は殆ど山をなし、此の山脈たるや実に十津川村（奈良縣）に起り、本郡及び西牟婁郡の境上を西南に走り紀州灘に入る。之 虎ヶ峰山脈にして（果無山脈）、北の側脈に三里峯山脈・行者山脈等の諸峯ありて、本村の主山脈なり。諸山脈を分水して南部川及び其の支流熊瀨川・高野川・市井川・島ノ瀨川等ありて、最近諸支流に沿ふ道路は殆んど改修し、自動車・荷馬車等自由に往復す。本村の諸山概して中生大統の時代不詳の中生層にて、砂岩及び泥

板岩より成るの観あり。

第二節 山脈

三里山山脈

紀和の国境及び日高・西牟婁の郡界を、東北東より西南西の方向に亘り、西は紀州灘に没する。虎ヶ峯山脈（果無山脈）の分脈にて、虎ヶ峯（柳瀬）より北西に向ひ、本村北部を通り日高郡の中央部に幡延す。

虎ヶ峯山脈

主脈虎ヶ峯より西南西の方向を指して、日・西両郡（清川・高城・上南部・秋津川・上芳養の諸村）の境上を走り、茲に大穂手山の称あり。其の西北の峯続きに高幡山（本村西本庄の境上）あり、日高・西牟婁の境上を走り、盡端或は植田崎となり・鹿島となり・或は森の畠ともなる。

行者山附近

行者山は本山脈の盟主にして、眞妻村田垣内と高城村高野との、境上に聳ゆ高さ四二三米。本村よりの登り路は、一は高野より・一は熊瀬川より登りて田垣内に下る。此の山の側脈は南して市井川谷と熊瀬川谷との分水嶺をなし、更に上南部に入りて南部川の右岸に急斜す。此の間熊瀬川の東、西又峠（此の南方にて三三四米あり）。行者山の主脈は西微南腰ノ瀬峠（高城・眞妻・切目川三村境上三〇二米）に至つて頓に南に轉じ、高距大いに減じ、箱谷峠（熊瀬川・櫻川間にあり）の如きは、僅に三一一米に過ぎざるが、高城村（熊瀬川）・切目川村（櫻川）・上南部（西本庄）三方の境上に至つて突き出し、神ノ峯を越し、次いで岩根山（櫻川・西本庄境上）を経て、舞ヶ辻山に連る。

第三節 河川

南部川

清川村内の内の東隅、虎ヶ峯山脈中に発し、虎ヶ峯山脈と其の支流行者山々脈とのなす、縦谷を西に向ひて流下し、高城村大字滝より南と西に轉向、上南部・南部両町村を貫きて、此処に南部平野を造り、遂に南部湾に注ぐ。支流に沿川村落四・流域面積十一方里。然して水源と河口との道路距離四里強なるに對し、流路は半月状をなして、延長八里二十四町に及ぶ。

本村に於ける南部川及び其の支流

隣村清川村木ノ川に於て同名の支流を入れ、宇路住より二々大きく曲りて本村に入り、穂手見・笹里（宇島ノ瀬）の屈曲あり急流石端相踵ぎ、其の間神ノ川にて同名の支流を・瀧にて市井川を、何れも右に併せ遂に轟の滝となる。本流の河幡清川村役場附近にては約三間・高城村瀧附近にては十二間、水深は前者に於ては貳尺・後者にては約三尺。轟の滝より熊瀬川口は滝より南々西へ直径一里・流路延長約一里半、右岸には三百米・左岸には四百米内外の山嶺相迫り、急斜する所之を縦貫して西本庄（上南部村）に出ず。（續風土記）に「本庄より瀧までの間溪谷狹隘にして尺寸の平地なし、唯川に口いて一線の道を通ず。多くは巖壁の腰を鑿開し路を作る」といへるも當れり。支流としては辺川・熊瀬川の二を擧ぐべし。熊瀬川は右よりす。

市井川

本村大字市井川の東北隅、木台谷（三里峯の南斜面）に発し、南西流して堂の谷よりの水を併せ、大字土井を経て、高野川の北方左田谷より起るを併せ、更に南下して滝に入り、字郷美辺にて本川に注ぐ。流程二里二十五町・流幅五間・水深二尺と称す。此の流域中高野川の合流点附近は、眞妻村奥への交通の要衝に當る。轟の瀧

大字瀧に於て、南部川・市井川の縫合する所落ちて瀑布となりて、其の水巖を穿ちて飛奔す。「名勝圖會」に「其の響霆の如くなれば名づくといふ。澄潭削壁競秀の美は奇観といふべし。」と見ゆ。土俗どうの瀧と呼ぶは蓋し訛れるなり。

東神の川

大字東神の川の東北隅字吉田（三里峯の南斜面）といふに発し、南流して同大字を貫き出合に至つて本村に入る。流程一里なり。

熊瀬川

本村大字熊瀬川の北境腰の瀬山麓に発し、南東流して湯浅谷の水を合せ、西又・箱谷・西峠の間を南下す。其の末、上南部村大字西本庄神倉に至り本川に入る。流程凡二里。

南部川町村別流程

- 高城村 二里二十九町三間
- 清川村 三里十六町二十九間
- 上南部村 一里三十町
- 南部町 十八町十三間

第四節 溜池及び井堰

現今の溜池及井堰の位置は別紙地圖に有れども、古きは「南部組大指出帳」の中、宝暦十年辰三月、各村庄屋より届出書を列記して現時と比較す。（但し宝暦は今より百八十年前の昔なり）

大字名	小字名	池名	宝暦十年	現今
高野	松山谷	宮ノ平池	池下反 池下石高	池下反 池下石高
〃	〃	宮ノ前池（楠山池）	一反〇畝二四歩 八斗六升四合	一町三反 一六石九斗 四反五畝 五石四斗

大字名	小字名	池名	宝曆十年	現今
市井	風呂ノ芝ノ本	堂平池	八反七畝一ニ歩 八石三斗一升七合	池下石高反
市井川	瀧谷	沼川池(下谷)	六反七畝六歩 六石四斗一升九合	池下石高反
瀧	下谷	風呂ノ芝池	一町二反六畝二四歩 一四石五斗一升一合	池下石高反
安平	西田池(安平池)	朴木池(安平池)	一町六反八畝三歩 一五石八斗四升一合五勺	池下石高反

南部組大指帳に出てゐる井堰

高野 高野前 井堰 (現今なし)

市井川 堂平井堰

かき垣内
東谷
ふじかせ
氷川
神子垣内
中かいと
久保かいと
西又谷井堰(1)

くり原
むしの
くし崎
水たい
水たい

(2)(1)

瀧
西又谷
西又谷
沼川
沼川
谷山谷
ふじかせ

但 熊瀬川よりの届書には溜池・井堰は無記入の爲其の當時のことは不明なり。

前者井堰 (南部組大指出帳) 外の井堰を左に列挙す。

大字 瀧 向ひ平 堰
 大字 熊七川 山田 上平田 堰
 大字 熊七川 山田 かいね 堰
 大字 熊七川 山田 さんばた 堰
 大字 熊七川 山田 下出 堰
 大字 熊七川 山田 中組 堰
 大字 熊七川 山田 谷村の下の
 大字 熊七川 山田 ひせんじ

第四紀層の洪積層 三尾・野口・矢田・丹生・早蘇・切目附近
 第四紀層の沖積層 御坊・南部・印南・切目・由良・衣奈方面

時代未詳の本層は、由良湾と鹿ヶ瀬とを連絡せる線、又岩代村より南部・木津呂に至り、紀伊半島の中生層七〇%を占む。

第二節 鑛泉

日高郡の鑛泉中近年発見せられたるものをのぞき、「日本鑛泉誌」に所載のもの八泉あり、其の内本村に於ては、熊瀬川及び瀧の両泉含まれ居るなり、今左に両泉と其他につき記さん。

瀧 鑛 泉

大字瀧古田溪間の岩際より湧出す（時代未詳の中生層なり）。里人酌取りて浴用に供するのみ。「日本鑛泉誌」

硫黄泉無色透明味軟甘にして、硫化水素の臭あり。其の反應は弱アルカリ性にして、一リットル中固形分〇・七瓦を含有す。其の各成分及び量左の如し。

亜兎加里	僅	微	加爾基	痕	跡
麻僣涅失亜	〃	〃	礬土	〃	〃
硫酸	痕	跡	塩酸	〃	〃
硼酸	著	明	硅酸	僅	微
硫酸水素	著	明	炭酸	著	明
固形分合計	〇・七瓦		温度	四十六度	

熊瀬川鑛泉 一名 鶴の湯温泉（名称は傳説に細詳）

本村大字熊瀬川字広野、熊瀬川岸上平垣の地より湧出す（時代未詳の中生層也）。文政元年発見同年浴場を開く。爾後明治十年前後まで続きしが、（日本鑛泉誌）に旅舎一宇あり湯戸を兼ね、此の泉を採酌して浴用に供すとあり、昭和七年四月三日村有志等相ばかりて、當温泉場を開設するに至りてより、最近入湯者遠近より踵をつぐの状なせり。

（日本鑛泉誌）に、炭酸泉溜濁にして臭気なし、唯軟甘味あるのみ。其反應はアルカリ性にして、一リットル中固形分二・七八瓦を含有す。其の成分は左記の如し。

亜兎加里	少	量	加爾基	多	量
麻僣涅失亜	著	明	礬土	僅	微
鐵	痕	跡	硫酸	〃	〃
塩酸	〃	〃	硼酸	〃	〃
珪酸	僅	少	炭酸	夥	多
固形分合計	二・七八瓦		温度	四十二度	

土俗本泉の効能を左の如く云ふなり

内用 消化不良・セムシ・胃腸病・肝臓疾患・慢性咽喉及気管支加答児・腎孟炎・膀胱加答児
 浴用 諸種皮膚病・慢性癩麻質斯・神経痛・慢性婦人生殖器病・特に痔疾・キリキズに適應といふ。

東谷の湯

大字高野にあり、発見時代不詳にして冷泉なり。きりきづ・腫物・しもやけ等に特に効ありとて、古より附近村の人々、酌み販りて之を湯にし、外用に用ふるもの多しといふ。
 島の瀬の湯（かたくら湯）

大字島の瀬にあり、発見時代不詳の冷泉なり。キリキズ・打撲傷等に特効ありとて、之を酌み販り外用に用ふるもの多しといふ。

第五章 気候

第一節 総説

四面山を以て囲まれたるにより、海岸部に比し気温低く、特に夜に入りて低下する等、海岸と異り山間の気候を特に表せり。本村は慨して諸山に木多く、谷せまく山高き故か特に霧多し。

第二節 気候に関する諸調査

但し過去五ヶ年間に於ける清川測候所調べなり。

年平均気温（平年気温）年平均一五・二（単位°C）

年度	月	1	2	3	4	5	6	7
昭和	六	五・三	五・五	八・五	一一・四	一六・三	二一・九	二三・七
	七	五・九	三・六	六・二	一一・四	一七・二	二〇・二	二五・八
	八	三・五	五・五	六・八	一一・九	一八・一	二一・四	二五・四
	九	二・〇	三・三	六・九	一一・三	一六・九	二一・〇	二六・一
	一〇	四・三	五・五	七・九	一二・六	一七・一	二〇・二	二四・三

最近最低気温レコード 昭和十一年一月一七日 零下 九・六度
 最近最高気温レコード 昭和 五年八月二九日 三八・六度

第六章 変災
第一節 総説

降雪日数

年度	昭和			
	六	七	八	九
1	五	一	五	六
2	七	〇	二	四
3	二	四	五	三
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				一
12	一	二	五	六

降霜日数

年度	昭和			
	六	七	八	九
1	八	一六	一六	一四
2	七	四	四	一八
3	五	三	五	四
4	四	四	三	三
5				一
6				
7				
8				
9				
10				四
11	八	六	二	七
12	二	二	二	一

最近初霜レコード

最近晩霜レコード

民間天気豫測（本地方）

昭和九年十月十九日
昭和九年五月二日

- 三西・秋北・春南（俚諺）
- 十七・八、二十三・四・五降らねど曇る（俚諺）
- 朝虹に川向へ行くな、晩虹阪東の国へ行くとも傘もつな（俚諺）
- 御崎跳げに傘持て（俚諺）。日の御碕の方面に虹あらはれると雨
- 沖げ山げに中がちっくり（少しく）こう西げ（俚諺 五・四月頃に沖の方（西方）に少しく雲出で
- 奥の方（東方）の山に雲たなびき中疾し晴れ小西風吹きて好天気なり）
- 春又は冬 北西に雲がもつと翌日は南風
- 冬 長に雲がもつと雨
- 冬 長に雲がもつと早
- 大吹の明後日（俚諺）
- 大霜の明後日（俚諺）

吾人の生活事業施設を脅す恐るべき災禍は、屢々繰返され居れど、之を防止し又豫察するに、過去を顧ることが甚だ大切だと思惟す。然れども本村に何等其の資料なき所を見、又老者の記憶少きと、四辺皆山を廻らしてゐる所より考へ、大きな被害なき天然の有難さを感じ。而に同時に亦他村・他郷の過去の災禍と其の被害を知りて、より一層の心構へが必要と考ふるなり。扱て我が紀伊半島は四国・九州の南端と共に、我が国に於ける多雨帯なると同時に豪雨帯に属し、毎年六月より九月には雨量特に多きを見る。而して我が紀南の地は、東亜に於ける大暴風雨帯の要衝に當れるなり。南方海上に発生せる颱風は、支那の南部・台湾を襲ひ、ついで北東に向いて我が本土を掠めて、北海道に向ふを常とす。

第二節 暴風雨

年 代	月 日	概 況 (備考 ○印は特に著しきもの)
○弘仁八年	九一五	大風 攝津海溢民多く死す(大日本史)
○元久三年	四一八	畿内諸国大風損害多し(本朝年代記)
○正平五年	七〇六	大風大雨 此の日當湊(日高郡由良)にて船損じ多し、大小こめて二十七隻 死者五十三人(蓮專寺記)
○文明七年	八二六	難波津海嘯
○弘治三年	八二六	難波津及尼崎大潮 死者千余名
○慶長七年	六二〇	攝津・播磨大風 汐溢し死者多し(細川両家記)
○元和六年	七〇〇	東国・中国大風 熊野灘にて口船七八十艘破船(串本町誌)
○寛文七年	八〇七	日高川洪水名家浦漂没(五月とも云ふ)(名屋浦鑑)
○元禄七年	七〇七	攝津・播磨大風諸国損害多し
○正徳六年	六二二	大風雨田辺にて屋根飛び松倒れ小家七百軒潰る(田辺大帳)
○宝曆四年	九二五	田辺洪水 大橋假橋墜落
○天明七年	九二六	大風雨日高川洪水・堤防缺潰 田辺にて被家五七〇戸(田辺大帳)
○寛政三年	八二〇	南部堺浦にて船破損十一隻(日高郡誌)
○享和三元	六二〇	紀の川・日高川洪水(楠見村誌)
○全和三元	八二〇	日高川洪水・堤崩 家田畑流失(名屋浦鑑)
○全和三元	八二〇	日高川洪水 田畑流失 田辺辨慶松倒る(右 全)
○全和三元	八二〇	日高川洪水・田畑及家流る 死者多し 田辺大出水(蓮專寺誌)
○全和三元	八二〇	日高川洪水(湯浅町誌) 日高川大水 家多数流れ死者多し(名屋浦鑑)
○全和三元	八二〇	大風雨(日高郡誌)
○全和三元	八二〇	田辺大風雨 高波 難破船二十四隻(田辺町誌)
○全和三元	八二〇	會津川・日高川洪水(田辺町誌)
○全和三元	八二〇	日高川大水堤防缺潰(日高郡誌)
○全和三元	八二〇	大風雨 紀の川出水・若山城下大半浸水(嘉永雜記)

年代	月日	概況
嘉永 五	五 九	大雨出水（新庄洪滾記） 日高地方大風雨死者多し（蓮專寺誌） 紀北・紀南共大風雨 紀の川洪水 堤防缺潰 浸水一昼夜（楠見郷土誌・其の他）
○ 慶応 二	八 七	暴風雨 紀の川・会津川大洪水（田辺町誌・其の他）
○ 明治 三	九 一七	暴風雨 紀の川大洪水 流家千軒・潰家八千軒・死者二百人 新宮藩下潰家六三〇・半壊八〇〇軒（東牟婁郡誌・其の他）
○ 全 明治 三	九 一八	霖雨性風四日より降りつゞけ六日大雨盆を傾く。河水泛溢して郡役場近傍（御坊村・藪・田井）の村々に溢れ、七日午後に至り雨全く歇み、水勢おとろう。日高・切目・南部各川水漲溢し爲に、堤防・道路・井堰等毀損。
明治 一四	五 六	舟・筏の流失多し。（日高郡誌）
明治 一四	九 一三	暴風雨・高波・洪水 家屋・船舶被害 日高郡津井村・楠井村・印南浦・由良湊・西ノ地・風慘多し（日高郡誌）
明治 一五	八 一五	暴風雨・高潮 御坊町浸水（日高郡誌）
明治 一六	九 一三	暴風雨 御坊町にて家屋倒潰 日高川水量一丈五尺（日高郡誌）
明治 一七	八 二五	暴風雨・高潮 御坊町附近潮害 午後四時頃より東南風初、更風力加り遂に暴風雨となる 午後一時頃より最猛烈怒濤激浪海浜に咆吼し潮水飛散し早稲の被害多し（日高郡誌）
○	八 三〇	颱風四国東部より大阪へ上陸 暴風雨 本縣にては日高・有田最も慘害 日高死傷者百人・縣下家屋倒壊四千五百棟・難破船十隻・測候所風信器・風力計破損・直径一寸鉄管湾曲 最低気圧七一・六耗五
○	八 一五	颱風四国中部を北上 前日より大風雨 未曾有の大洪水・山崩れ・浸水 家屋貳万九千戸・□□家屋五千二百戸・死者千二百四十一人・牛馬三六五匹・橋流失四五箇所・船舶流亡二三隻・荒蕪田地宅地八千三百町歩 ----- 田辺雨量九〇耗 ----- 未曾有の大洪水にて切目川 南部川等一丈乃至一丈五尺の水量あり 其の他害を受けたる村落は 即ち切目川筋の状況は流失倒潰せる家屋三十五戸 南部川筋には同百二十戸死者十七人あり
○	九 一	大風雨 各川再び洪水 家屋流失一〇九戸 同全半潰一三一戸 同浸水一万九千戸あり ◎ 前二項につき其れに関する資料を左記す 【大阪朝日新聞 二十二年八月 二十日 電報欄】 （前略）和歌山縣収税長の出張先より、松本知事に宛て、送りし電報に日高川筋は非常の洪水にて川上なる藤井堤防缺潰し、矢田村大字若野の

概況 (備考) ○印は特に著しきもの

年代

月日

概況 (備考 ○印は特に著しきもの)

如きは死者五十四人あり。日高郡役所の如きは廳舎の棟の上に尚三尺の水あり。帳簿書類等土砂に埋る程にて、昨二十一日より同地の警察署にて、其の事務を取扱ひ居るといふ。

【全】二十二年九月四日 電報欄

堀河侍從 三日午前七時五十分御坊発の一行は、己に日高の水害模様視察を終へ、只今西牟婁郡田辺に向ひ発程せり、日高郡の水害の統計は、死者二百二十二人、流家六百五十四軒、潰家二百五十三戸、生活し能はざる者二万六千四百四人なり。

【全】二十二年九月一三日 電報欄

和歌山縣の再出水、當縣一昨十日より風雨又来り、(中略)縣廳の報告によれば、日高郡は強雨にて日高川の増水七尺、堤防缺潰口を乗越え居れり。字浜の瀬辺は激浪の為危険なり。郵便は不通なり。

◎本村被害

本村大字土井上村勝之助所藏の「當時萬覺帳」の記録より考へ、田の被害のみにて、本村耕面積の約三分の一の荒廢及浸水あり、左に之に関する資料を記す。

本村の被害調査

一、本村の田地 百參拾十五町歩

内水害の爲收穫皆無の田地約三分の一の見込

此被害田約四十五町歩、反當平均産米三斗位

此産米千三百五十石、當時米價一石代金五円位

此代金 計二七〇〇円、當年收穫物被害金高

二、右水害による田地荒廢損額調 本村田地百三十五町歩の中約

三分の一の被害 被害田地約四五町歩

反當り平均修繕工賃日数 一五〇工 被害田合計工数

六万七千五百工 此賃金八千四百円、當時一日の日給平均十二錢位

その他 畑山林之被害 金約二百円見當

總計 金一万一千円也

大字土井の荒地田調査

中垣内 二反五歩、津井ハゼ 一反六畝歩 井之上 二反四畝

修驗堂 二反、□川 二反五畝 日浦 六反歩 清水 六畝

川原 一反四畝 中之久保 二反一畝 神子垣内 二反五畝

修驗堂 八畝、原 大山路・小路 六畝

各山田 一反五畝 此被害工数合計 五千二百五十戸

右減収 二十二石半

年代	月日	概況
明治二二 〃 二六	一二 八 一六	土井字被害合計 八百七十五円 (備考 ○印は特に著しきもの) 陣風雷 田辺にて死者三人 難破船あり 颯風 紀伊水道を北上、日本海に入る。暴風雨 諸川大洪水。西牟婁最も 惨害 縣下死者三十三人。流亡倒潰家屋二千四百棟・浸水四千四百戸・ 浸水田畑三五七二町歩・土砂入田畑五六三町歩
〃 二九	八 三〇	日高川出水量二丈・南部川一丈二尺 暴風雨高潮・各川大洪水 颯風 四国南端より本縣中部に上陸東北走 本郡にては由良・白崎・ 紀ノ川北岸村落浸水六晝夜・耕地浸水十日間。暴漲の量日高川一丈一尺五寸・ 衣奈三村落被害多し。翌二十一年洪水・暴漲の量日高川一丈一尺五寸・ 南部川五尺・切目川三尺・由良川四尺。本村にては大宇高野にて茅屋 (本屋)一戸倒る。
〃 二九	九、 一 一八	暴風雨 紀ノ川・其他洪水 被害大、八日の最多雨量二百耗以上 十一日全上三百耗内外 右本年三回の被害総計死者一三人・行方不明 七人・家屋全潰九〇二戸・浸水八百戸・難破船一六四隻・田畑流亡二九 九町歩・同浸水七三六六町歩
〃 三六	七 八	暴風雨 各川洪水被害大 紀北大豪雨 雨量 日量 八 幡測候所 三八〇耗 上山路 三七九〃 高野山 三〇四〃 下神野 三三〇〃 橋本 三七〇〃
〃 四三	五 一一	暴風雨 周参見にて和歌山丸沈没 縣下死者七〇人・傷者三〇人・行方 不明二六人・家屋流失四〇戸・船舶沈没二隻・同流失九一隻・同破壊 九五三隻 郡内損害約三万円 溺死者六人・負傷者六名・行方不明八人・ 印南港にて七尾丸沈没 全日上山路測候所にて雨量百五十八耗五・気圧 七四七耗 十一日午前七三六耗
〃 四四	九 二一	暴風雨 日高郡被害太 雜賀小學校倒壊 本村にては大宇高野に一戸 浸水半潰あり 上山路測候所の調によれば當日雨量二九二耗四・気圧 七五六耗 (永点更正) 本郡の被害多く流失全潰合せ一五戸・破壊家屋 二四戸・流失田地一五〇町歩
〇大正 元	九 二三	颯風 紀伊水道北上大阪へ上陸 和歌山最低気圧七一耗・御坊七一三耗 日ノ岬七〇八耗 一 暴風雨海陸 共被害大・紀北沿岸特に惨害 死者一四 人・傷者五二人・行方不明五名・家屋全潰一一四〇棟・同浸水一〇八一 七棟・堤防缺潰一三四ヶ所・橋流失一一七・田畑埋没流亡一〇二九町歩 ・宅地埋没流亡三五町七二五歩・山林原野埋没流六三町・電柱顛倒二七

年代	月日	概況 (備考 ○印は特に著しきもの)
大正 六 八	二	<p>四本・船舶流失三九七艘 本郡被害死者一人・重傷三人・住宅流亡三七戸・納屋三六・住宅全潰一〇九戸・全半潰一一〇戸・家屋大破浸水八一七戸・船舶流失三一三隻・漁村損害五万円 二二日上山路測候所にて雨量三〇五耗・龍神測候所にて二百五十耗八 日高川水量一丈三尺五寸暴風雨 西牟婁郡・日高郡被害大 日高川水量一丈七尺 天田橋は竣成後僅に五日にして流失す 藤井・法徳寺堤防三〇間缺潰 本川筋にて浸水家屋御坊町一七〇戸・藤井村一四戸・野口村四〇戸・天田村五戸流木十三万本 本村にて幸校橋上南部八丁田圃まで流る。印南川水量七尺・切目川水量八尺五寸</p> <p>雨 量 上山路測候所 三九六耗一 御坊 二二一耗二 日ノ御崎 一八三耗</p>
〃 一〇	七 一三	<p>颱風四国を北上したる爲日高郡豪雨出水 御坊・切目地方被害大 死傷三人・家屋流亡七一八三戸・同浸水二三七〇戸・荒廃田畑二〇〇町歩 (縣下) 日高川・切目川大出水 日高川藤井堤防は南海紙業株式会社附近にて缺潰し、藤井・湯川・御坊の各町村に濁流溺る。本郡損害家屋被害額五八四七五円・作物被害額三五七二一五円・木材被害額七五〇〇〇円・堤防に関する被害 日高川二一〇〇〇円・切目川五〇〇〇円・南部川五〇〇〇円・其の他七〇〇〇円</p> <p>雨 量 龍神 四〇〇耗 上山路 三七〇耗</p>
〃 一五	九 四	<p>颱風熊野灘を東進したる爲暴風雨 大辺路惨害 死者四人・負傷一人・行方不明二一名・家屋流失・破壊・浸水五七三戸・山林被害 御内帑金下賜</p> <p>霖雨性豪雨 出水 紀ノ川・日高川筋被害 西牟婁郡暴風雨 庄死二人 道路被害其の他 颱風四国東部より北上、大阪へ上陸 暴風雨・高潮 紀北惨害 本縣被害死者二九人・行方不明九人・建物全潰二四〇〇棟・同半潰二五五〇棟・同流失一〇八棟・同浸水七六〇〇棟・建物被害三四三八〇〇円 漁業被害三五一〇〇〇円 道路其他六七七〇〇〇円 電気業被害三五一〇〇〇円 農産物・林産物被害一一四八四〇〇〇円</p> <p>和歌山縣最低気圧七一・九耗四 最大風速二五米 潮岬最大風速二七米六</p> <p>本村被害 本村本年年米收穫高 一四八〇石 全 前年 一七七九石 本風水害の爲の減収高 二九九石</p>
〇 〃 九六	九 二六	<p>昭和 三 二二五</p>

第二篇 政治誌

第一章 行政

第一節 沿革

近世以前の本村沿革については、その調査資料見當らず。只奈良朝末期頃よりの南部莊の狀態の一端を記す。

イ 莊園の興起

奈良朝末期頃より、權門・勢家・寺家・土豪等が莊園を私營初まり、未だ久しからずして諸國に拡がり、後には宮家・院家も又莊園を領有せらるゝに及びて、郷制を蹂躪し、官地を侵蝕し、遂に郷名自然に廢滅して、古文書にも見えずなり莊園の増加と共に郡司の勢力範圍は次第に狹まれ、鎌倉の新政に依り、守護地頭の勢力擴張するに至りては、遂に有名無実の只官となり、元郡司の支配せる土地は、武家の左右せる所となると共に、領

年代	年月	種類	概況
昭和四年	五月五日	晩霜	伊都・有田・日高奥地晩霜
全	秋	霖雨	彼岸後十二月霖雨繁く稲作を害す
全	一一	暖冬	中旬稀有の過暖一週間に亘る
全	一二	晚霜	伊都・有田・日高奥地へ晩霜
全	二四	大雪	紀北及び奥地大雪被害 和歌山一七糶七・高野山二七糶・八幡二三
全	二四	大雪	糶・龍神三〇糶・和歌山市内電話故障千余个数日間通話不能
全	四五	巨電	大辺路一帶ネーブル大の巨電降下農産物被害
全	七五	大雨	大辺路を除外大雪 高野山二七糶・和歌山九糶・八幡八糶・上山
全	七五	大雨	路九糶
全	一〇	霖雨	花時滅茶苦茶となる
全	一一	大酷寒	季節風吹続・降雪頻々・低温四月迄つゞく 農作物凍害
全	一一	大酷寒	魚類凍死夥し

○は特に著しくもの

主を代へて変遷したれば、郡郷の区劃なるものは全く有名無実となり、地方の行政区劃は国と莊との二つとなり、又後世に至りては郷名の私称も起りて莊と並び用ひられ、往々一地の郷・莊の二称あり、其の名議も何等行政上の意義をなさざるに至れり。今の日高には凡そ二十莊あり、後世莊の下に村名起り約二〇七箇村あり、内南部郷を擧げるに南部莊（総二十八箇所）

山内村 氣佐藤村 南道村 芝村 埴田村 堺村 吉田村
 熊岡村 山田村 徳藏村 筋村 谷口村 東本庄村 西本庄村
 瀧村 高野村 熊瀬村 土井村 市井川村 平野村 嶋之瀬村
 神野川村 木之川村 軽井川村 下大橋村 大橋村 名之内村 北道村
 徳川時代の地方機関



當時日高郡は紀州藩下を三組に区分して、組毎に大庄屋を置きて村を統べ、更にその村（今の大字）には、村役人として庄屋（今の区長）の如きものと、肝煎（庄屋補助役）で計算事務の如き実務を行ふとありて、村内を治めたり。大庄屋（組）の統べる区域は平均して、今の四ヶ村位に相當す。然して其の居住する住邸は、同時に組の役所たり。近世紀州藩に於ける施政の基準とする必要上、一定の形式を作り、村を單位として村役人に命じて、村勢民力の大概畧を調査報告せしめたり。即ち村内の田畑・各種税額・戸口・牛馬・溜池・井堰・船舶・社寺等について報告なさしめたり。凡て村を單位とせるは、一は藩財政上主要財源となす所の粗米徴収は、村を單位とせる爲ならん。斯くして村々より集る報告書は大庄屋に於てまとめられ、之を組としての集計書を附して代官所に進達す。この集計書を大指出帳といへり。而して本藩領の日高代官所は吉原村（今の松原村大字吉原）にありしが、季世（年号不明）菌浦（今の御坊町大字菌）に移り、今の田辺藩の奉行代官は田辺城下にありき。田辺藩に属する大庄屋三組は、今の行政区劃よりいへば、切目村の半分・切目川村の大部分・岩代村・南部町・上南部村・高城村・清川村の各全部を包含する、広範圍に亘るものなり。

南部郷（大庄屋の調査 安政六年六月現在）

人・家数・牛・馬数

村名	家数	男	女	計	牛	馬
熊瀨川	二五	八二	七一	一五三	一一	〇
高野	五七	一五七	一二三	二八〇	一一	〇
土井	二九	六七	四六	一一三	〇	〇
市井川	二七	一〇一	八四	一八五	一五	〇
瀧	三四	一五四	一三〇	二八四	三六	一
平野	一三	六七	四七	一一四	〇	〇
嶋之瀨	二七	八〇	八一	一六一	一四	〇
神之川	二九	二二〇	一五九	三七九	二一	〇
計	二四一	九二八	七四一	一六六九	二二八	二

牛馬数の調査は、藩の重農政策及傳場施設要件として屢々行われたり。

ハ 明治の初期

明治五年四月組制廃止となり、区戸長制度となれり。明治五年九月和歌山縣管内一二三小区に分ち、每小区に郷長を置き、同五年四月更に区劃法を改めて、全縣を五十一区とし、郡名を称せず單に第何区と称す。この兩度の改正に於て本郡が如何に改正せられしか詳かならず。次いで明治五年五月十三日大小区制を定め、和歌山縣第何大区・何小区と称す。我村は第六大区第八小区内に含まる。

ニ 市町村制施行

明治二十一年四月布告・翌年四月実施するに當り、本縣に於ては同二十二年二月廿二日町村の分合改廃を行い、戸長及戸長役場を廢して町村役場を設け、本村は高城村と稱し区分して、八ヶ大字となす。

瀧・熊瀨川・高野・土井・市井川・宏野・嶋之瀨・神野川

第二節 戸口

1 現在人口数（昭和十一年度調）

戸数 三六四戸 男 八九三人 女 八〇七人 計 一七〇〇人

2 部落別人口及戸数

部落	戸数	男	女	計
瀧	七六	一七九	一五五	三三四
熊瀨川	三七	九六	七八	一七四

7 徴兵検査累年比較

項目	年度
離婚	昭和五
婚姻	昭和六
	昭和七
	昭和八
	昭和九
	昭和一〇
	計
	平均

6 婚姻及離婚

項目	年度
出生	昭和五
死亡	昭和六
死亡	昭和七
死亡	昭和八
死亡	昭和九
死亡	昭和一〇
死亡	計
死亡	平均

5 出生及死亡

項目	字
人口	瀧村
戸数	高野村
	熊瀬川村
	土井村
	市井川村
	平野村
	嶋之瀬村
	神野川村
	計

4 續風土記による戸数・人口

職業	戸数
農業	二九一
鉱業	〇
工業	三
商業	一五
交通業	〇
公務及 自由業	一〇
其他	四五
計	三六四

3 職業別戸数(全上)

部落	戸数	男	女	計
高野	六八	一七七	一六三	三四〇
土井	三三	七三	六五	一三八
市井川	五〇	一〇八	一〇一	二〇九
廣野	一七	四〇	五一	九一
嶋之瀬	三七	九二	八七	一七九
神野川	四八	一二八	一〇七	二三五
計	三六四	八九三	八〇七	一七〇〇

8 修繕
 (8)全
 (7)全
 (6)全
 熊瀬川南部線
 東神野川線
 大久保谷線
 延長 三七七五 米
 延長 六八〇〇 米
 延長 一七〇〇 米

2 運輸

高城村道路愛護会を設立し、毎月一回以上祝祭日及休業日を利用し、在郷軍人会員
 及青年会員全部出勤の上、各分担区域の修理・排水等を行ふ

1 鉄道
 本村運輸は主として紀勢線南部駅を中心として行はる

貨物運賃表（南部駅より）

地名	貨物		
	みかん	梅干	蜜柑箱 22.5 Kg
紀伊田辺	四・〇〇	四・〇〇	八厘
御坊	七・七六	五・二〇	一八二
和歌山	一七・四四	一・六〇	三九四
阪和天王寺	三三・五二	二七・六八	七五九
湊	三三・六〇	二二・四〇	七四〇
梅小路	三二・四〇	二一・六〇	七一五
名古屋	二九・六〇	二六・〇八	八六五

旅客運賃表（全上）

駅名	料程		運賃	駅名	料程		運賃
	八九	八八			湯浅	四九	
和歌山市	八八	八八	一円三三	湯浅	四九	四分	一七
和歌山	八八	八八	一円三七	紀伊由良	四〇	〇	一六
東和歌山	八六	八六	一円三四	紀伊内原	三四	〇	一四
紀三井寺	八一	八一	一円二八	御坊	三一	七	一四
日方町	七六	七六	一円一九	道成寺	三〇	八	一四
加茂郷	六九	六九	一円一〇	和佐	二六	〇	一三
下津	六六	六六	一円〇五	稻原	一九	〇	一二
箕島	六一	六一	八七	印南	一四	〇	一一
紀伊宮原	五六	五六	八九	切目	一四	〇	一〇
藤並	五二	五二	八三	岩代	一五	〇	一〇

旅客運賃表（全上）

駅名	料程	運賃
芳養	五	八錢
紀伊田辺	九	〇八錢
紀伊新庄	一一	一六
朝来	一四	二四
白浜口	一九	三二
紀伊富田	二九	三五

自動車

定期旅客自動車

本村の南部を貫通する龍神街道を（縣道）、小川氏の経営する龍神自動車は、一日二往復をなし、大字瀧・嶋之瀬の二ヶ所に停留所を置く（瀧停留所より）

停留所	運賃
南部	75 錢
晚稻	60
谷口	55
東本庄	45
西本莊	40
川辺	30
瀧	
嶋之瀬	30
木ノ川	40
清川	85
福井	1.70
柳瀬	2.10
西	2.30
滝頭	2.50
上宮代	2.70
下宏井原	2.90
寺野	3.15
湯ノ又	3.20
龍神	3.30

貨物自動車賃（本村各字より南部町に至る）

大字/事項	米雜穀（二俵四斗）	諸雜貨（十貫二付）	貨物貸切 一台
瀧	二〇錢	一五錢	四円〇〇錢
広野	二三	一七	四円五〇
嶋ノ瀬	二五	二〇	五円〇〇
神野川	龍神線通り筋 二七	二〇	六円〇〇（奥まで）
高野			四円五〇

3 通 信

イ 高城郵便局沿革

明治三年五月二十一日高城村大字瀧六〇八番地ノ一、現在の地に取扱所を開設し、昭和四年九月十六日高城郵便局と改正さる。更に昭和十一年一月十一日清川局高城集配所となり現在に及ぶ。其の他に

電信事務開始 昭和六年三月二十一日

電話事務開始 全 六年十月 十六日

ロ 取扱事務

郵便・電信・電話・郵便年金・簡易保検・貯金・爲替 等

ハ 事務状況

年 度	簡易保険数	同上料金
昭和一〇年	一八五〇口	一九五六円〇〇

電報発着信

年 度	発 信	着 信
昭和 六年	二四一	四〇〇
昭和 七年	三〇八	四三五
全 八 年	三五六	四〇七
全 九 年	二五三	四七八
全 一〇年	三〇〇	五四〇

小包郵便

年 度	昭和 六年度	昭和 七年度	昭和 八年度	昭和 九年度	昭和一〇年度
小包引受数	一八一	一一四	一〇四	一三九	一七七

ハ 村内所有乗車及荷車数

自轉車	荷馬車	牛 車	荷 車	リヤカー
二二二	九	一一	二二	二二

大字/事項	米雜穀（一俵四斗）	諸雜貨（十貫二付）	貨物貸切 一台
市井川			五・五〇
熊瀬川			四・五〇

郵便年金は別項に記す
通信区域及料金

局名	料金
朝来	. 15
印南	. 10
稲原	. 10
田原	. 15
衣奈	. 20
大阪	. 30
上山路	. 10
下芳養	. 10
川上	. 10
川中	. 10
上秋津	. 10
清川	. 05
切目	. 10
串本	. 25
栗栖川	. 10
御坊	. 15
崎原	. 10
新宮	. 25
湯浅	. 20
湯崎	. 20
由良	. 20
龍神	. 15
和歌山	. 25
下山路	. 10
鮎川	. 15
安居	. 20
江住	. 25
和深	. 25
箕嶋	. 20
押手	. 20
清水	. 20
城山	. 20
岩倉	. 20
潮岬	. 25
出雲	. 25
有田	. 25
田並	. 25
大島	. 25
岩田	. 15

二 歴代局長

氏名	就任年月日
下垣内亀助氏	昭和三年五月二十一日
全氏	昭和四年九月十六日
	局長トナル

第四節 村治

イ 高城村役場沿革

明治四年廃藩置縣により、和歌山縣六大区第六小区に属す。明治十二年区の制を布かれ、日高郡役場の管轄となり、戸長役場を熊瀬川村に置く。明治十七年六月戸長役場を瀧村に移す。明治二十二年四月一日町村制施行せらるゝに依り、八ヶ村合併高城村と称し現在に至る。

ロ 市町村制施行後の村吏

1 村長

氏名	就任年月日	退任年月日	在任期間
萩原 爲楠	明治二二年 五月二三日	明治二六年 五月二二日	四ヶ年
萩原 爲楠	二六年 五月二七日	二六年 九月二七日	四ヶ月
古谷 義兵	二六年 九月二八日	三〇年 九月二七日	四ヶ年
大串 弥吉	三〇年 一〇月 一日	三一年 八月 一三日	一ヶ月
中谷 義英	三一年 九月二四日	三二年 五月 一五日	九ヶ月
新家 熊藏	三二年 五月二九日	三三年 一〇月二〇日	一年 五ヶ月
平野 源吉	三三年 一月 一三日	三七年 一月 一二日	四ヶ年
石橋 栄太郎	三八年 七月二二日	四一年 九月二七日	三年 四ヶ月
植田 亀美	明治四一年 一月六日	明治四三年 六月一七日	一年 八ヶ月

村会議員（昭和八年四月二十日ヨリ現在に至る）

3

神野川	高野	高野	土井	熊瀬川	瀧	大字
船山	新家	畑中	佐々木	榎本	山本	氏名
春松	磯次郎	菊太郎	繁太郎	壽雄	與七	大字
瀧	嶋之瀨	広野	土井	嶋之瀨	高野	氏名
中内	小田	前田	清水	植田	高橋	富藏
亀吉	亀吉	隆太郎	熊次郎	鶴也		

2

歴代助役及収入役

氏名	就任年月日	退任年月日	在任期間
道京 常七	四三年七月二七日	四四年四月二四日	一〇ヶ月
平野 源吉	四四年八月一日	大正二年七月五日	一一ヶ月
下垣内 亀助	大正二年二月一六日	六年二月一五日	四ヶ年
下垣内 亀助	六年二月一八日	七年七月一七日	四ヶ年
徳本 健之助	七年八月二八日	一一年八月二七日	四ヶ年
下垣内 亀助	一二年六月二〇日	昭和二年六月一九日	四ヶ年
佐々木 初太郎	昭和三年四月三〇日	四年九月二三日	一年五ヶ月
古家 豊四郎	四年一月一日	一一年一月二日	七ヶ年
龍田 保助	一一年二月一三日	現在に至る	
古屋 義平	明治二二年五月二五日	明治二六年五月二四日	四ヶ年
鈴木 勝三郎	二六年五月二七日	二八年七月二四日	二年三ヶ月
大串 弥吉	二八年八月二八日	三〇年二月二〇日	二年五ヶ月
古屋 義平	三〇年二月二二日	三二年六月二七日	二年七ヶ月
石橋 次郎	三三年六月一六日	三八年七月二八日	五年二ヶ月
龍神 寅市	三八年九月七日	四二年九月六日	四ヶ年
下野 源吉	四二年九月二二日	四四年七月二二日	一年一〇ヶ月
下垣内 徳松	四四年九月六日	大正二年二月二四日	二年四ヶ月
佐々木 初太郎	大正三年二月六日	三年八月二八日	二年七ヶ月
龍神 寅吉	四年三月一九日	六年一月二〇日	一年一ヶ月
鈴木 宗次	六年一月七日	昭和四年二月二四日	一年二月
田中 徳市	四年二月二四日	一一年九月三〇日	六年九ヶ月
鈴木 宗次	一一年二月一三日	現在に及ぶ	

氏名	任命年月日	退職年月日	氏名	就任年月日	退職年月日
鈴木 峰吉	明治二十二年五月	明治二十六年一月	古谷 政徳	大正七年四月	大正八年十月
平野 源吉	全二六年一月	全三二年五月	田川 治平	全九年四月	全一一年二月
平野 源吉	全三二年六月	全三三年一月	古屋 政徳	全九年九月	全一二年五月
津村 新助	全三四年三月	全三五年六月	佐々木初太郎	全一〇年四月	昭和三年四月
古谷 義平	全三五年八月	全三九年九月	山本 正夫	昭和二年六月	全六年七月
中家 秀三	全三九年十月	全四三年七月	古谷 政徳	全三年四月	全四年一月
佐々木初太郎	全四三年八月	大正三年二月	川口 清政	全六年九月	現在二至ル
佐々木初太郎	大正三年九月	全八年三月	滝川 繁雄	一一年三月	現在二至ル

第二章 各種団体

第一節 農会

- 一 設立 大正十一年四月
- 一 事務所 役場内
- 一 役員 会長一名・副会長一名・総代二十一名・評議員八名
- 一 事業
 - 1 農村振興及郡農会指定に依る講習・講話会を開催。並に其の他各種農事改良上に関する講習・講話会を開催する。
 - 2 稲・麥作改良
 - (イ) 村営稲・麥採種園を経営し、優良源種の栽培を行ひ、之が普及徹底を努める。
 - (ロ) 稲・麥作改良を圖る爲、特種試験地を設置し、指導に當らしむ。
 - 3 販賣斡旋及び購入斡旋
 - 1 農産物の販賣改良並に購入農具・種子・苗木・其の他の斡旋をなす。
 - 2 有害鳥・獸・虫捕獲
 - 3 猪・免及び害虫・鳥捕獲へ奨励金を交附し、之が捕獲に努む。
 - 4 有害鳥・獸・虫捕獲
 - 5 副業改良奨励

6 本村に適切なる副業を撰定、並びに助力発達に力む。
 養蚕実行組合及農事実行組合事業助成上、活動を助成する爲豫算の範囲内で、補助金を交附す。

過去三ヶ年間の経費

種別	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度
郡負担金	三六〇〇〇	二六〇〇〇	二二五〇〇
村農会収入高	五六一八五	六一六四八	六三一三五
村農会支出高	四三〇五三〇	四七七六九〇	五〇七七七〇

7 現在役員氏名

・会長 古家豊四郎
 ・副会長 小田 龜吉
 ・幹事 欠員(但収入役)

・総代 古本 佐市 湯川 雅義 上本 隆太郎 松本 儀平
 金川 熊二郎 上村 勝之助 宮本 菊太郎 西川 恒富
 大原 楠太郎 清水 勇次郎 向田 元治郎 畦地 喜兵衛
 西野忠右衛門 道京 国春 平野 源吉 田中 登

・評議員 植本 澄太郎 向田 元次郎 上村 勝之助 西野忠左衛門
 西川 恒富 船山 龜三 田中 登

8 歴代会長氏名
 ・技術員(囑託技手) 瀧川 繁雄

下垣内龜助 徳本健之助 下垣内龜之助 佐々木初太郎

第二節 農事実行組合

一 設立 大正一三年一〇月

一 本組合は各大字に於て、一部落を一組合として成立し、役場に於て各組合を統制す。
 一 各組合には組合長一名、副組合長一名、相談役数名、事業係数名、組合員一〇名以上三〇名なり

一 事業

1 各種団体事業を行ひ、農業の改良発達をなすこと。
 2 村農会より米・麥優良種子を受け、之が増殖普及に力む。

- 3 農家副業の復興助長を圖る。
- 4 農産物の栽培統制を爲す。
- 5 農産物の販賣統制をなす。

一 各組合と組合長氏名

- | | | | |
|----------|--------|----------|--------|
| 1 滝 組合 | 山本 與七 | 2 滝東組合 | 田中 馬藏 |
| 3 下高野組合 | 荒川 秋藏 | 4 柿垣内組合 | 金川 熊次郎 |
| 5 土井組合 | 上村 勝之助 | 6 市井川組合 | 鴨本 近松 |
| 7 上熊瀬川組合 | 植野 菊太郎 | 8 下熊瀬川組合 | 前田 新助 |
| 9 廣野組合 | 山口 權藏 | 10 寺本組合 | 平野 源吉 |
| 11 池野組合 | 下垣内亀助 | 12 中村組合 | 岡崎 彦吉 |

第三節 養蚕組合

一 設立 昭和七年四月

一 事務所 役場内

一 役員 組合長一名・副組合長一名・理事八名・監事三名

一 事業

- 1 飼育技術の指導
- 2 生繭販賣統制
- 3 菜園の改良
- 4 桑園の整理改植・自給肥料の普及に努む
- 5 仲介斡旋 桑園の肥料・蚕・種具等の斡旋
- 6 産繭の統制
- 7 必要なる講習・講話会を開催して時代の進歩を圖る
- 8 指導桑園の設置・自給肥料増産指導地を設置して、一般肥料經濟改良に努む

一 現在役員氏名

- | | |
|-------------|-------------|
| ・組合長 古家 豊四郎 | ・副組合長 湯川 祖源 |
| ・理事 古家 豊四郎 | 荒川 林藏 |
| ・監事 湯川 祖源 | 小田 龜吉 |
| ・技術員(郡駐在技手) | 瀧川 繁雄 |
| | 湯川 祖源 |
| | 大橋 重吉 |
| | 大樫 重吉 |

第四節 土木森林組合

- ・理事追加 船山 龜三 平野 敬徳 櫻本 壽雄
- 一本組合の事業

- 1 森林組合の経営上必要な指導をなすこと
 - 2 施行案編成・林道経劃・造林及防災経劃及び、之が実施・指導等
 - 3 林産物の生産加工の技を指導、並びに生産品販賣斡旋をなす
 - 4 官廳の諮問に答申し、又建議すること
 - 5 右の外斯業の改良上必要な事項
- 一本村内の各組合長の氏名

- ・島之瀬 新谷 才次郎 ・熊瀬川 櫻本 壽雄
- ・西 亦 山本 與六 ・東神野川 伏見 寅松
- ・土井市井川 大樫 重吉 ・高野 大前 峯一（申請中）

第五節 保證責任高城村信用販賣購買利用組合

本組合は大正五年大字島之瀬に創立され、同一二年村内各大字加入今日に及ぶものなり。組織はもと有限責任なりしも、大正十一年保證責任と改めらる

一 事務所 役場内

一 役員 組合長一名・理事八名・監事五名・専務理事一名

一 事業

- 1 組合員に産業に必要な資金を貸與し、又預金の便宜を得しむ
- 2 組合員に経済の発達に必要な資金を貸與し、及組合員と同一の家にある者・公共團體・又は営利を目的とせざる法人・若は團體の預金を取扱ふ
- 3 加入者の貯金を取扱ふ
- 4 組合員の委託をうけ、その生産したるものに加工し、又は加工せずして、之を販賣すること
- 5 組合員の産業又は経済に必要な物を買入れ、之に加工し・若しくは加工せずして、又は之を生産して、組合員に賣却すること
- 6 組合員をして産業又は経済に必要な、設備を利用せしむ
- 7 農業倉庫法により、農業倉庫の経営をなす。前項第六号の設備中電気設備・水道・浴

場・種畜及乾繭装置は、組合員の利用に支障なき場合に限り、組合員たることを得ざる者にも、之を利用せしめることを得
 一 過去三ヶ年間に於ける貸付金と、貯金の状況左の如し

年 度	貯 金 高	貸 付 高
昭和 八年	三六二四六・四三二	三三四七一・九一四
〃 九年	三八二〇四・二九四	三三一七三・五四六
〃 一〇年	三八三六八・六五〇	三六四二四・三六八

昭和十年度貯金別

・組合員 一〇九人 二〇六八五円一三六
 ・組合員家族一二九人 八一一〇円三三二
 ・團 体 四六口 九五七四円一八二

一 現在役員氏名

・組合長理事 佐々木 初太郎
 ・理事 荒川 秋藏 大榎 定次郎 松源 偽平 山口 權藏
 植木 隆太郎 槁野 節 船山 春松
 ・監 事 大榎 重吉 榎本 壽男 滝川 友吉 山内 由太郎
 ・事務取扱者 湯川 種義
 ・歴代組合長氏名 下垣内 亀助 新谷 才五郎 佐々木 初太郎

第六節

帝国在郷軍人会高城村分会

一 創立 明治四十四年七月廿八日

一 事務所 村役場内

一 会員数 一三三名

一 行 事

- 1 軍事思想の普及に関するもの
 - 2 軍人精神鍛錬
 - 3 戦病死者の慰霊及其家族の慰問
 - 4 入営者遺族(家族)の慰問
 - 5 其の他一般社会的事業
- 一 現在会長 川口 清政

一 現在評議員氏名

田中 稻夫 谷本 美良 上野 清一 上野 隆太郎
永井 義夫 田中 豊 船山 徳一

一 忠魂碑建設 大正九年八月三十日

一 歴代分會長氏名

上野 馬吉 田中 五郎松 佐々木岩次郎 古家 豊四郎
高橋 富藏 川口 定藏 川口 清教

一 戦病死者氏名

山口 熊太郎 富山 春藏 上裕 鶴松 片家四郎太夫
龍神 龍藏 串崎 米吉 前田 捨松 岡田 文作

第七節 高城村国防協会

一 設立 昭和九年四月二十九日

一 事務所 役場内

一 役員 ・ 会長一名 ・ 副会長二名 ・ 理事二名 ・ 監事二名 ・ 評議員若干名
一 目的 国防の充実を期する爲、常に帝國国防に関する研究を密にし、各種團體並に一般民衆に対し、国防思想の普及徹底を圖り、併せて思想善導を行ふ

一 事業

1 隨時国防に関する研究会を開催す

2 国防思想普及演舌会・展覽会・映画会等を開催す

3 出征軍人・在郷軍人の慰問、並に其の家族の慰藉及扶助

4 傷病軍人・戦病死者・遺家族の慰問並に救恤

5 和歌山関係陸海軍部隊（團）の軍旗拝受記念日又は創立記念式等に祝意を表し、且つ其の事業を翼賛す

6 陸軍記念日・海軍記念日に於ける、記念事業を翼賛し、或は適當の事業を翼賛す

7 必要に應じ當局に献言を行ふ

8 日本精神の作興を圖り、毎年紀元節には建国祭を行ひ、その他建国精神を宣揚するに必要なる事業を行ふ

9 尊信敬老の美風を助長する爲、神社の祭典を翼賛し、且つ敬老會等を催す

- 10 村招魂祭を翼賛す
 - 11 地方産業の改善・進歩を圖り、質実剛健の氣運を訓馳し、民力を函養し、以て自力更正富国強兵の実を擧ぐ
 - 12 其他冗費節約・時間勵行の実行に努め、併せて本会と其の目的を同じくる團體、又は事業に対する協力幫印
- 一 現在役員氏名

・會長	龍神 福五郎	・副會長	伏見 寅松
・理事	川口 清政	大樫 幸一	
・監事	前田 フミ子	鴨本 愛藏	田中 豊
	永井 義雄	平野 敬徳	船山 徳一
	谷本 美良	上島 隆太郎	伏見 親晴
	小田 定一	下淵 喜平	向田 宗
	大樫つや子	道京 スギ	柏木コノエ
			谷村 忠夫
			田中ツル子
			新家 トミ子
			畑谷 義雄
			鈴木 順一
			大原 秀朝
			土井 俊男
			田中 清一
			田中 船夫
			西野 政義

第八節 教育後援会城西尋常高等小学校後援会

平 トリエ 松原サキエ

- 一 事務所 小学校内
- 一 役員
 - ・會長一名・副會長一名・幹事及評議員各若干名
- 一 會員には
 - ・名譽會員・特別會員・正會員の三種あり
- 一 事業
 - 1 強化事業及設備改善に関する後援
 - 2 幸齡児童修幸保護獎勵に関する後援
 - 3 刊行物発行に関する事
 - 4 其他必要と認むる事項
- 一 総会は毎年二月・八月の二回開催する
- 一 経費は會員より收納したる據金、篤志家の寄附金及其利息金を以て充つ
- 一 現在役員名

・会長 上村 勝之助
・副会長 欠員
・幹事 山本與七 田中馬藏 荒川林藏 松原儀平 大樫重吉
大前峯一 中平仲藏 佐々木繁太郎 西川恒富 榎本壽夫 向田元治郎

嶋之瀬小幸校には後援會なるものなし

第九節 高城村青年會

一 事務所 役場内

一 役員 ・會長一名・副會長二名・幹事若干名

一本會は教育勅語・戊申詔書・並に軍人に下賜せられたる、勅諭の御主旨を奉戴し、忠良なる國民及健全なる公民たる素質を、養成するを以て本旨とす

一 事業

1 教育勅語・戊申詔書・軍人に下賜せられたる勅諭の趣旨奉体に努むること

2 正會員は必ず青年幸校に入り、智能の補習増進を圖ること

3 講習會・講話會・談話會を開き、會員の修養を圖ること

4 圖書館文庫の設置、圖書・雜誌・新聞の購讀閱覽をなし、常識の養成方法を圖ること

5 運動の方法を講じ、身体の鍛鍊に努力すること

6 實業發達に関する研究・実行を計ること

7 基本財産の蓄積に努め、兼て會員各自の貯蓄をなすこと

8 公共事業・慈善事業に盡力すること

9 本村の美風陋習を調査し、その助長矯正をなすこと

10 共同自治の精神を尊び、之が実行を期すること

11 本會の爲特に功勞のある者、又は會員中品行方正・勤勉力行にして、他の模範となるものは、之を表彰すること

一 現在役員氏名

・會長 谷口 善藏
・副會長 鈴木 順一
大樫 幸一
・幹事 上田 豊 滝川 角治郎 片家 義雄 下村 梅太郎 清水 義治
柿本 義男 向田 宗 平野 玉義 谷村 忠雄

一 會員 ・城西四三名・城陽二三名

一 城西・城陽に各本會の支會ありて、事業達成に努力しつゝあり

第十節 高城村婦人会

- 一 事務所 会長所在の小幸校（現在島之瀬小幸校）
- 一 役員
 - ・ 会長一名・副会長二名・支会長二名・幹事八名
- 一 本会は教育勅語・戊申詔書・国民精神作興・詔書の御趣旨を奉戴し、婦人の地位及任務を自覚せしめ、以て將來時運に順応する資質を備ふる、婦人たるの修養を積ましむるを以て目的とす
- 一 事業
 - 甲 智徳の修養
 - 1 講習会
 - 2 講話会
 - 乙 身体鍛錬及講話会・衛生思想の向上
 - 丙 社会奉仕事業
 - 丁 美風・良俗の助長
 - 施設事項の細目は別に之を定む

一 現在会長名

- ・ 会長 龍福 福五郎 ・ 副会長 新家 トミエ
 - ・ 支会長 ・ 城西 西川 カヤ ・ 城陽 田川 ヒサエ
 - ・ 幹事 田中 キミ子 松原 サキエ 新家 トミエ 清水 フクエ
 - 坂口 ノブ子 道京 スギ 植村 カメノ 田川 ヒサエ
- 一 城西・城陽に各支会ありて、事業達成に努力しつつあり

第三章 衛生

第一節 児童身長・体重・胸囲比較（昭和十一年五月調）

身長（一）

種性	年齢	身長（一）			
		長	身		
性別	国県別	7 (尋一)	8 (尋二)	9 (尋三)	10 (尋四)
		108.5 cm	113.5 cm	118.3 cm	123.0 cm
		108.3 cm	113.1 cm	118.1 cm	122.3 cm
		106.6 cm	110.0 cm	113.7 cm	116.6 cm
全国平均	和歌山縣平均	城西校平均			

体 重		種 性	年 齡	種 性				
女	男							
城西 校平 均	和歌 山縣 平均	全国 平均	城西 校平 均	和歌 山縣 平均	全国 平均	国 県別	1 1 (尋五)	kg
二六 一八	二五 一六	二五 一六	二五 一五	二六 一五	二六 一六	1 2 (尋六)	kg	
二七 一六	二八 一六	二八 一六	二六 一四	二八 一五	二八 一六	1 3 (高一)	kg	
三二 一三	三〇 一六	三二 一六	二八 一四	三二 一五	三一 一六	1 4 (高二)	kg	

体 重		種 性	年 齡	種 性				
女	男							
城西 校平 均	和歌 山縣 平均	全国 平均	城西 校平 均	和歌 山縣 平均	全国 平均	国 県別	7 (尋一)	kg
一六 一七	一七 一四	一七 一四	一八 一四	一九 一四	一八 一〇	8 (尋二)	kg	
一九 一五	一九 一三	一九 一三	一九 一三	一九 一三	一九 一八	9 (尋三)	kg	
二〇 一五	二一 一三	二一 一三	二〇 一五	二一 一四	二一 一九	1 0 (尋四)	kg	

身 長		種 性	年 齡	種 性				
女	男							
城西 校平 均	和歌 山縣 平均	全国 平均	城西 校平 均	和歌 山縣 平均	全国 平均	国 県別	1 1 (尋五)	cm
一一 二五	一一 二七	一一 二六	一一 二七	一一 二七	一一 二四	1 2 (尋六)	cm	
一一 三五	一一 三二	一一 三一	一一 三二	一一 三一	一一 二八	1 3 (高一)	cm	
一一 三五	一一 三三	一一 三三	一一 三六	一一 三八	一一 三三	1 4 (高二)	cm	

身 長		種 性	年 齡	種 性				
女	男							
城西 校平 均	和歌 山縣 平均	全国 平均	城西 校平 均	和歌 山縣 平均	全国 平均	国 県別	7 (尋一)	cm
一〇 四六	一〇 三七	一〇 三七	一一 二九	一一 二九	一一 二四	8 (尋二)	cm	
一一 四七	一一 三七	一一 三七	一一 三七	一一 三七	一一 三三	9 (尋三)	cm	
一一 二〇	一一 一八	一一 一八	一一 二〇	一一 一八	一一 一八	1 0 (尋四)	cm	

第二節 本村死亡調（昭和六年ヨリ五ヶ年間）

イ 孝齡前死亡

先天的發育不全		先天性圧力沈裏		乳房鼻口腔圧迫		病名・性別・年度	年齢
女	男	女	男	女	男		
1						6	生後
		1				7	五ヶ月以内
						8	
		1	1			9	
		1				10	
						6	生後 自六ヶ月
						7	至十ヶ月
						8	
						9	
						10	
						6	生後 自十ヶ月
						7	至一ヶ年
						8	
						9	
						10	
						6	生後 自一ヶ年半
						7	
						8	
						9	
						10	
						6	生後 自一ヶ年半
						7	
						8	
						9	
						10	

胸 (三)

困	胸		種性	年齢
	女	男		
城西校平均	和歌山縣平均	全国平均	国県別	
六二・一	六〇・七	六二・二	1 1 (尋五)	
六〇・七	六二・八	六四・一	1 2 (尋六)	
六五・一	六四・五	六六・一	1 3 (高一)	
六九・五	六八・三	六九・五	1 4 (高二)	

胸 (二)

困	胸		種性	年齢
	女	男		
城西校平均	和歌山縣平均	全国平均	国県別	
五二・八	五二・七	五二・七	7 (尋一)	
五五・〇	五五・一	五四・六	8 (尋二)	
五七・一	五六・七	五六・四	9 (尋三)	
五九・五	五八・六	五八・一	1 0 (尋四)	

胸 (一)

困	胸		種性	年齢
	男	女		
城西校平均	和歌山縣平均	全国平均	国県別	
五五・〇	五四・八	五四・五	7 (尋一)	
五六・九	五六・六	五六・五	8 (尋二)	
五七・八	五八・九	五八・四	9 (尋三)	
五六・一	六〇・四	六〇・三	1 0 (尋四)	

急性腸可答児	急性消化不良	消化不良発育不良	生下虚弱		臍帯出血		栄養不良		胎内発育不良		発育不全症		先天的発育不全		先天性圧力沈裏		乳房鼻口圧迫		病名・性別・年度	年齢	
			女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男			度
																			6	生後 自二ケ年 至三ケ年	
																			7		
																			8		
																			9		
																			10		
																			6	生後 自三ケ年 至四ケ年	
																			7		
																			8		
																			9		
																			10		
																			6	生後 自四ケ年 至五ケ年	
																			7		
																			8		
																			9		
																			10		
																			6	生後 自五ケ年 至六ケ年	
																			7		
																			8		
																			9		
																			10		

急性肺炎	病名・性別・年度	年齢	
			女
		6	生後 自五ケ月以内
		7	
		8	
	1	9	
		10	
		6	生後 自六ケ月 至十ケ月
	1	7	
		8	
		9	
		10	
		6	生後 自十ケ月 至一ケ年
		7	
		8	
		9	
		10	
		6	生後 自一ケ年 至一ケ年半
	1	7	
		8	
		9	
		10	
		6	生後 自一ケ年半 至二ケ年
	1	7	
		8	
		9	
		10	

腸結核	子宮外妊娠	腐敗性流産	子宮癌		心臓辨膜閉鎖不全症		胆石病	萎縮腎尿毒症	萎縮病	老衰	感冒	咽喉ジフテリ	心臓麻痺	胃癌	食道癌	病名・性別・年度	年齢	
			女	男	女	男												女
			1														6	四一才ヨリ 五〇才
																	7	
																	8	
														1	1		9	
								1							1	1	6	五一才ヨリ 六〇才
														2	1		7	
									1					2			8	
					1										1		9	
										4	5						6	六〇才以上
										1	2			1			7	
										3	1				1	2	8	
										1	2				1		9	
							1	1			3	2					10	

集計表 (2)

合 計	計		昭和一〇年		昭和九年		昭和八年		昭和七年		昭和六年		度・性 年 齢
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	
	一六才 ～ 二〇才												
一九	八	一	二	二	〇	一	二	〇	二	五	二	三	二一才 ～ 三〇才
九	四	五	〇	〇	一	〇	一	一	一	〇	二	三	三一才 ～ 四〇才
一	六	五	〇	〇	三	四	一	一	一	〇	一	一	四一才 ～ 五〇才
二	一	三	一	〇	三	四	四	一	三	二	二	三	五一才 ～ 六〇才
三	二	二	二	五	二	六	四	一	一	三	三	五	六一才 以上
五	二	三	六	三	三	七	四	六	一	九	七	七	計
二	一	三	一	八	二	三	二	二	一	三	二	四	合計
二	〇	九	一	八	二	五	二	二	一	〇	二	九	合計
二	四	八	三	六	五	七	四	四	四	八	六	三	合計
二	四	八	三	六	五	七	四	四	四	八	六	三	合計

本村一ヶ年間医療費字別調べ (昭和二十一年六月一日調)

調査項目	字別	瀧	高野	土井	市井川	嶋之瀬
医師治療費	字別	一四四一〇	四六二四〇	九七四五	一五四五〇	五五二〇五
賣薬代	字別	八四八〇	七二二〇三	一四〇四四	三二三八五	三九〇九六
車馬賃	字別	三五〇九	三七七九〇	九六七〇	七九四〇	四八一八五
合 計	字別	二四四八〇	一五六二二三	三三四五九	五五七七五	一四二四八六
調査戸数	字別	九戸	五八戸	二九戸	四四戸	三三戸
一戸平均	字別	二六二二〇	二六一九三	一一五四	一二四六	四三一一八
医療費を要せざる戸数	字別		二	二		一

本村一ヶ年間医療費字別調べ (2)

調査項目	字別	東神野川	廣野	計
医師治療費	字別	二〇二四五	一〇四五〇	一六九七四五
賣薬代	字別	二一五三五	八六八二	一九六三二五
車馬賃	字別	六五〇〇	六一二五	二九七一九

第三節

児童主食調べ

(自昭和十一年十一月十日
至" " " " 年十一月廿三日)

十四日間城西校児童百四十八名二付調査

調査項目	字別
合計	東神野川 四八二二八〇
調査戸数	廣野 二五二二五七
一戸平均	計 四八五七二八九
医療費を要せざる戸数	
	三四戸
	一六戸
	一五二七九
	二二三戸
	二二七八

第四節

児童間食調

果物	67%
芋	16%
菓子	15%
豆	1%
トマト	1%

食事別/主食別	粥	白飯	麥飯	マゼ飯	オイモ	餅	スシ	オジャ
朝食	九一・六%	七・二%	〇・三%	〇・三%	〇・〇%			
晝食	二四・四%	六九・五%	四・八%	一・三%	〇・〇%			
八つ茶	八三・五%	一三・五%	二・三%	〇・四%	〇・一%			
夕食	七一・四%	二六・五%	〇・五%	一・二%	〇・二%			
夜食	六五・〇%	二一・〇%		二・〇%	八・〇%			

第五節

児童副食物調べ

(自昭和十一年十一月十日)
城西校児童百四十八名二付調査

食事別/副食名	漬物 (梅干モ含)	魚類	肉類	野菜	海藻	豆類	汁	味噌
朝食	四二・九%	二〇・〇%	〇・一%	一八・四%	〇・九%	三・六%	〇・三%	八・七%
晝食	二〇・一%	三七・九%	〇・二%	一三・八%	〇・七%	一・八%	五・一%	六・五%
八つ茶	五三・〇%	一四・六%	〇・一%	一五・八%	〇・六%	三・〇%	一・四%	五・六%
夕食	一〇・七%	三四・三%	一・二%	二三・四%	二・二%	四・五%	二・八%	九・三%
夜食	一四・〇%	七・〇%	二・三%	一四・〇%	二・三%	七・〇%	一八・六%	四・六%

食事別/副食名	豆腐	塩	無	副食 二品以上	副食 三品以上
朝食	一・一%	〇・二%	〇・六%	三・〇%	〇・二%
晝食	〇・七%	〇・二%	一・〇%	三・〇%	〇・四%

第六節

夜食	夕食	八つ茶	食事別 副食名
〇	二八	〇六%	豆腐
二二三	〇二%	塩	
二八〇	二三八	〇二%	無
〇	五五	一五%	副食 二品以上
〇	〇七	〇二%	副食 三品以上

睡眠時間・起床時間・就床時間

(至昭和十一年十一月廿十日)

(當校平均睡眠時間九時十二分)

起床時間調

就床時間調

城西校児童二付調査

高等	尋六	尋五	尋四	尋三	尋二	尋一	孝年
八三四	八三四	九一五	九一六	八五九	九五七	一〇時二〇分	孝年平均時間
一〇三〇	一〇〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一二時〇〇分	標準睡眠時間	

第七節

住居調査

台所				住居				個所
北	南	西	東	北	南	西	東	方向
二二	一一	一七	三九	二	四〇	一八	四〇%	全体トノ割合
流ある	流ない	明い	暗い	よくしめる	乾きよし	日當り割し	日當り良し	事項
六五	三五	九一	九	一六	八四	二八	七二%	全体トノ割合

至自	至自	至自	至自	至自	至自	起床時刻
九時	八時	七時	六時	五時	四時	午前
二	七	二七	五六	七	一	%

午後	至自	至自	至自	至自	至自	就床時刻
一降	一一時	一〇時	九時	八時	七時	午後
二	六	三四	三〇	二七	一	%

第三篇 經濟誌

第一章 産業

第一節 総説

自然誌に見えるやうな、地勢及地質を有する山間部の一小部落であるから、素より多方面の産業の興るべき道理もなく、古来主として農業に林業を兼ねて生計の道を立てゝゐる者が最も多い。

職業別戸数（昭和一〇年役場調査）

職業	農業	工業	商業	公務	その他	計
戸数	二九一	三	一五	一〇	四五	三六四

生産総額（以下別に年度を示さない）統計は昭和一〇年度村役場調査による）

種別	価格	種別	価格
農産物	五八五〇三〇〇	工産物	一一〇〇元一〇〇
林産物	三九三四五〇〇	水産物	三三〇〇〇
畜産物	一一〇三八〇〇		
蚕産物	七〇四一〇〇〇	計	一一七三六七〇〇

○一戸平均 三二二円一六銭 ○一人平均 六九・〇四円

第二節 農業

職業別戸数から見て全戸数の八割、生産総額の半数を占める農業は、本村産業上最も主要な位置を占めるもので、各戸全然耕地を有しないものは殆んどなく、自家用として各

調査戸数	無 い 家	事項 室 ト 戸	字別	
一五戸	部 屋	い 番 宏	瀧	
二一戸	部 屋	い 番 宏	高 野	
六戸	部 屋	い 番 宏	土 井	
六戸	部 屋	い 番 宏	市 井 川	
一二戸	部 屋	い 番 宏	熊 瀨 川	

種の作物を栽培してゐる。然し地勢上耕地が豊富でなく、地味も又良好でないので、農産物は全くその需要を充たすに足らず、米をはじめその他、他町村より移入してゐる状態に在る。指導機関としては、村農会・農事実行組合・養蚕実行組合の設あり、本村農業界の指導研究に盡し、又農産物品評会等によつて、各自共に研究的態度に斯業の向上にはかつてゐる。

農家戸数

自作	小作	自作兼小作	計
一一四	八六	九一	二九一

耕地面積

地目別	自作地	小作地	計
田	七七五反	四〇町二反	一一七町七反
畑	一七九	七七	二五六
計	九五四	四七九	一四三三

農産物價格累年比較

年 度	昭和七年度	八 年	九 年	一〇年
米	二九一〇四円	三一六一二	四三二七二	四七九二六
麥	二三八四円	三七五五	三七五五	三五五二
食用農作物	一七〇八円	一六八八	一七八六	二三五七
果 實	一五五四円	一一八〇	一一九一	一六〇八

年 度	昭和七年度	八 年	九 年	一〇年
蔬 菜	一〇九〇円	一一四〇	八七九	一〇八〇
工藝用農作物	九四七円	四〇六	二五二二	一九八〇

食用農作物（米麥を除く）は、甘藷最も多く、小豆・馬鈴薯等がこれに次ぐ。果実は柿

・梅等を主とす。蔬菜は大根・里芋・南瓜等より、蕪青・茄子等を産す。工藝用農作物は、除虫菊其の大部分を占め・其の他は、こんにやく等
重要農産物の数量と價格

種類	数量	價格	種類	数量	價格
米	一五三七石	四七九二六円	甘藷	三二〇〇〇貫	一九二〇
麥	三一五石	三五五二	柿	四〇〇〇貫	八六〇
除虫菊	六〇〇貫	二一〇〇	梅	三一〇貫	六二〇

勞力

種類	數量	價格
大豆	一一三〇貫	四五二
小豆	一二石	二〇四

養蚕

耕地面積の比較的狭少である關係上、主として人力により、又各戸殆んど農業及び養蚕に従事してゐるので、勞力は余剰を生ずることもなく、大部分は自家労働に従ひ、田植・稻刈り等一時に多忙なる場合は、親族・近隣・同志互ひに勞力の交換をやつゐる。尚耕地面積が少なく、臨時雇労働者となる者、及び日雇労働によつて、生計を立てる者も少々ある。その報酬は多く米を用ひ、普通一日男二升乃至三升・女一升五合乃至二升程度のものである。畜力を用ひる場合主として牛によるが、飼料を得るに多大の勞力を要する爲、相當の耕地面積を有つもの、外、余り多く飼育されてゐない。現在飼養数は牛一八五戸・百八十五頭・馬三戸三頭である。機械力は經濟上の關係から、從來殆んど顧られなかつたが、時勢の進歩は何時まで旧法の墨守を許さず、漸く人力の機械化がはかられようとしてゐる。

繭の産額

年	春		夏		秋	
	戸数	收購量	戸数	收購高	價格	價格
昭和七年	一一〇戸	六七八貫	一一〇戸	五八五貫	二七四〇円	
昭和八年	一一〇	九二〇	一一〇	七四〇	五五四〇	
昭和九年	一二五	二〇五〇	一一八	六四〇	一六二〇	
昭和一〇年	一〇八	一一一〇	一〇二	九六〇	五三八四	
昭和十一年	一八〇	一一九五	一六二	一〇二〇	四九〇〇	

養鶏

成鶏	羽数	價格
二六一	一四〇	

飼養戸数 五四戸
産卵数 一七五八〇個

最近繭價の著しき変動は、農家に多大なる不安を與へ、或は桑畑の掘返されて、他の作物に代はるの實状も見られたが、當副業の一として盛に飼育されてゐる。

ひな	羽数	價格
一五三		三〇

同價格 五二七円

本表で明かである如く、全く自家用として片手間に飼育するものであって、戸数五四戸の中十羽以上のものは僅に一戸、他は全部十羽未満にすぎぬ。

第三節 林業

農業と共に本村産業上最も重要な位置を占める。山林面積三〇九五八反、その大部分は潤葉樹林で、製炭材・薪炭材として用ひられ、枚・桧等は極一部に過ぎない。植栽は主として伐採跡・雑木林皆伐跡に行はれ、枚・桧などの伐採は三〇四十年位を普通とする。主要林産物

	数量	價格		数量	價格
木炭	一〇一五〇〇貫	三四五〇〇	薪材	七〇〇〇円	〇〇
桧	三〇石	一三〇〇〇	醋酸石灰	三〇〇〇	一三五〇〇
枚	五五石	一七五円	五倍子	一五〇斤	一五〇〇

木炭 杉・桧の外もみ・とうひ等一四〇円程度の産額あり。

林産物の首位を占めるもので、又本村林業を支配する。製炭業に従事するものは、殆んど農業のかたはら、冬閑期を利用して行ひ、製品は南部を経て各地に送る。

第四節 その他

その他の産物として瓦・刃物等がある。

第二章 金融

第一節 総説

本村に於ける金融機関としては、個人貸借・郵便貯金・信用組合等を主たるものとし、その他銀行等。各種の無盡・保険・頼母子講等も利用されてゐる。

第二節 個人貸借

一般に比較的多く行はれてゐる。利率は年五分乃至一割五分程度が普通である。

第三節

郵便貯金（昭和一一年度は同年一月一五日現在）

年度	預入		払出	
	口数	金額	口数	金額
昭和七年度	三五二八	八四	一七六五八	五四九
八年度	三〇五〇	一一九	一六三七五	六一五
九年度	三七六〇	九七	二〇九八一	六三九
一〇年度	三九一三	二二九	一八三二四	六六二
一一年度	三〇九八	二四八	一〇一五五	三四九
				八〇八一

本表による預金者の中、預金制限額に達する者、及び其の額に近き者併せて数名、千円を超ゆる者も又数名の程度で、一般に簡易な金融機関として、広く利用されてゐる。

郵便年金加入者は次の如くである

年度	受入		払戻	
	口数	金額	口数	金額
昭和六年度	〇	〇円	〇	〇円
七年度	二	二二	〇	〇
八年度	四	五六	〇	〇
九年度	五	六一	四	一一
一〇年度	九	一〇九	四	一二

第四節

信用組合

本村に於ける金融機関として、最も一般的のものであり、従つてまた最も重要な地位を占めてゐるものである。

○保証責任高城村信用販賣購買利用組合定款（抜粋）

第一条

- 一、本組合ハ左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス
- 二、組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ、及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト
- 三、組合員ニ経済ノ発達ニ必要ナル資金ヲ貸付シ、及組合員ト同一ノ家ニ在ル者、公共團體又ハ營利ヲ目的トセザル法人、若シクハ團體ノ貯金ヲ取扱フコト

第十二条

第四十三條

出資一口ノ金額ハ五拾円トス

第四十五條

貸付ハ貸金ノ用途及ビ信用程度ヲ考査シ、其ノ金額及方法ヲ定メ之ヲ爲スモノス
 貸付金ノ貸付期間ハ一ケ年以内ニ於テ之ヲ定ム。但シ特別ノ事由アルトキハ、三ケ年以内ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得。土地・倉庫・機械・器具・工場・家屋・其ノ他設備ニ要スル固定資金、及旧債償還資金ニ限り、特別ノ事情アルトキハ十ケ年以内ノ割賦償還ノ方法ニ依リ、貸付スルコトヲ得

第四十八條 貯金ノ取扱ハ一回金十錢以上トス
 第五十條 貸付及貯金ノ利率ハ、左ノ制限内ニ於テ理事之ヲ定ム
 一、貸付金 年一割二分以下
 二、貯金 年七分以下

貯金・貸付金額

年 度	貯 金 額	貸 付 額
昭和 八年度	三六二四六円一三四四	三三四七一円一九一四
〃 九年度	三八二〇四二二九四	三三一三七二五四六
〃一〇年度	三八三六八二一六五	三六四二四二三八八

尚 昭和十年度貯金額を各種別に分ぐれば次の如くである

種 別	人 員	金 額
組合員	一九〇	二〇六八五二一三九
組合員家族	二二九	八一〇一三三六
團 体	四六	九五七四二一八二

第五節 負債整理組合

負債整理ノ目的ヲ以テ、大字ヲ單位トシテ之ヲ設ケル

○規 約（抜粋）

第一條 組合ハ組合員ノ經濟更正ヲ圖ル爲、隣保共助ノ精神ニ則リ組合員ヲシテ、其ノ負債ノ整理ヲ爲サシムルコトヲ目的トス
 第七條 組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
 一、組合員ノ負債整理計画及經濟更正計画ノ樹立
 二、債務者タル組合員及債權者間ニ於ケル負債ノ金額・利率・償還期限・償還方法、其ノ他ノ条件ノ緩和ニ關スル協定ノ斡旋
 三、組合員ニ對スル負債整理資金ノ貸付
 四、前各項ニ掲グルモノノ外、組合員ノ負債整理ニ必要ナル事業

第八條 負債整理資金ノ貸付ハ、資金ノ借入ヲ爲ス組合員ニ相當ノ担保物アルトキハ之ヲ徴シ、然ラザルトキハ、個人保証ヲ徴シテ之ヲ爲スモノトス
 第九條 組合員ノ貸付金ノ利率ハ、年六分以内トス
 第十條 理事ハ負債整理ヲ爲シタル組合員ヲシテ、収支ノ記帳ヲ勵行セシメ、常時其ノ業務ノ經營並ニ家計ノ狀況ヲ調査シ、負債償還計画及經濟更正計画ノ実行ニ付、指導督勵ヲナスモノトス

第三十二條 組合財産ヲ以テ、組合ノ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於ケル、各組合員ノ損失負担ニ於ケル割合ハ平等トス。脱退シタル組合員ノ損失分担ニ付又同ジ

○組合ノ現状

高野負債整理組合

昭和九年三月二十六日設立認可

負債整理資金借入額

一万三百円

一組合二対スル貸付最高額

一千円

組合員

二十一人

第四篇 文教誌

第一章 明治以前の文教

本村近世の文教に関しては、勿論文獻の有るなく、何等知る処無きを遺憾とす。藩祖南龍公伏虎城によりしより、夙に文教に志し、乱世殺伐の氣分を救はんとし、儒者・高僧と交り、詩歌・茶事に心を寄せられたり。又儒臣李梅溪に命じ、父母状を靜書せしめ、津々浦々まで之を配布せしめたり。文に曰く「父母に孝行に法度を守りへり下り奢らずして、面々家職をつとめ、正直をもと、すると誰も存じたる事なれども、弥強く相心得る様に常に下へ教可申聞者也」と。安藤直次田辺藩に居るや、又藩祖の志を拡充し、一般人民八才になりて、大庄屋の帳簿に上る時、二十四孝の圖に父母状を印刷し頒てり、當時當村未だ草深く地方人士にして、文孝教育に手を染める者あるを聞かず。僅にこの父母状を以て、子弟教育の目安とせしに止るのみならん。寛政五年本居宣長藩主に招見せられしより、国文孝興隆に及び、南部の莊よりも山内繁樹・熊代繁里等の孝者輩出せり。山内氏は江戸に漢孝を、門人熊代繁里は歌道並古孝を受け、門人を養ふこと数千に及ぶ。明治二年田辺藩主安藤直裕大ひに文教の拡充を圖り、一大校舎を建て熊代氏もその教僕たり。本村南部・田辺に近きを占めたれど、直接かゝる人物・校舎に教を受けし者なし。されど間接にはその影響受けしかと考へらるゝにすぎず、紀州家の制として、農工商の子弟は藩孝に入ることを許されず、されど家塾に入るは自由なり。南部の人堅田種知、西本庄有志の請により、同地の子弟を教育せしことあり。後南部町埴田に居る。子弟数百に及び、南部川筋はもとより、芳養・岩代・切目方面に及びたり。當村より出でて直接教育を受けし者あるやも知れず。當村寺子屋の事に関しては、文獻詳ならず。僅に左の事項を記述し得るに止る。

即ち 嶋ノ瀬村に於て龍神幸右工門・武田左京・三輪井立・植田金十郎の四氏、瀧村に於て、十輪寺主峯・同秀一・橋本新助・大石政右工門の四氏、寺子屋を開きし記事あるに止り、その年代・其他詳ならず。生徒の数も両村合して、百に充たざる程のものなり。

第二章 維新以後の小孝教育

慶應四年九月明治と改元あり、同五年八月孝制頒布されてより、我国教育の基礎定れり。然るに當村未だ旧習を脱する能はず。一般に向孝心に乏しく、子弟七々八才に至れば、直に家業に従事せしめ、加ふに教員其の人を得るに難く、教育の効果を知らしむるに及ばず。費用の点などより、小孝校の建設の猶豫を望む村々相つぐ状なり。南部川筋に於ては、明治六年九月南部小孝校開所せられ、堅田種知初代校長となるを以て嚆矢となす。次いで本村は南部小孝区域に編入せられ、好孝の士は南部まで行って入学せしならん。漸く孝問の必要を感じ、又其の筋の督勵により、瀧・高野・市井川・土井の四ヶ村連合して一孝区を組織せることより、明治十年四月十七日瀧の民家を借りて、村落小孝校を創始して授業を開始せり。以下箇条書きとして、本校沿革を略記せん。

明治十一年	須賀神社へ(今の天保神社)に移轉
全 十四年	十一月十六日雍和小孝校と改称
全 十六年	宮の平に新校舎を建築(九月起工・十一月落成)
全 二十年	高野尋常簡易小孝校と改称す
全 二十三年	十二月十二日教育勅語下賜さる・當日其の奉読式を舉行す
全 二六年	御眞影下賜せらる
全 三〇年	二月一九日熊瀨川字岡田四九〇番地に分教場を設置す。全村を一孝区とす(今の城西区)
全 三四年	第一回卒業生二十三名を出す。虫野彦次郎氏・片家彦兵衛氏等なり。本年以前の卒業生は
全 三五年	分明せず。城西区と統一第 回卒業生なり
全 三九年	十二月十日新築開校式を舉行す。本日をも以て本校の開港記念日とす
全 四四年	十月初めて本校に裁縫教授の件認可あり
全 四五年	校舎狹隘なる爲現位置に新築せり、而して旧校舎跡は運動場として現代に至る
全 四五年	四月高等を併置し、城西尋常高等小孝校と称す

上述の如く本校城西小孝校は、一歩一歩段階をふみて今日に至り、今又時代の趨勢たる義務教育八ヶ年制の主張あり、其の実施を見るも近きにあらんとす。その他青年孝校の拡充などによりて、現校舎は狹隘を告げ増築の議を見るに至れり。現在生徒数一九八人を算し、

教員六・青年孝校教員一名の盛況なり。明治三十四年三月第一回卒業生虫野氏以降本年に至り、尋常科七二八名・高等科一七九名の多数を算せり。次に歴代校長名左の如し

辻崎	定平	明三〇・一〇	政井初太郎	明三六・六	尾池	清丸	明三七・四	村上	栄峯	明四〇・一一
		三六・六		三七・四			四〇・一一			四一・五
寺本	堯雄	明四一・一一	久保虎次郎	明四三・三	大串	春松	大二・三	中尾	峯三	大十一・三
		四三・三		大二・三			十一・三			十三・三
新家豊之助		大二三・三	坂田 秀雄	昭二・三	岡本 茂		昭四・三	湯川	光男	昭七・三
		昭二・三		四・三			七・三			八・九
佐々木傳藏		昭八・九	小竹庫之助	昭一〇・八						
		一〇・八								

第三章 青年教育

本村青年教育は、補習孝校に始る。即ち大正六年五月一六日城西農業補習孝校を小孝校に附設し、小孝校卒業者を入孝せしめたり。修業年限五ヶ年にして、算術・国語・農業科を教ふ。其の後修身・公民・理科を加へ、また女子部は裁縫科を加ふ。大正十五年三月卒業生は九十三名を算したり。其の後世介の状勢に鑑み、また国民精神の馳緩を思い、青年に軍事教練を加ふるの議興り、大正十五年四月一日城西青年訓練所を加設す。故に小孝卒業者は先づ補習学校に入學し、次いで十七才より訓練所に入所し、軍人訓練を受けたり。故に夜間は補習孝校生徒として孝科の教授を受け、晝間は軍人より教練を受けたり。大正十年三月卒業生一四一名を算したり。昭和十年に至り、補習孝校と青年訓練所の二校並立し、生徒その二校に在孝するなどの繁雜の弊を去り、以て効果を全くせんとの趣意の爲、兩校を合一せる組織による青年孝校を設立し、男子部・女子部に分てり。即ち本村に於ては同年六月一日訓練所を廃して、補習孝校を青年孝校と改称し今日に至る。當時在孝生三十二名・女子二十一名・計五十三名なり。現在卒業生五名を出す。

第四章 歴代孝務委員氏名

石橋 熊次郎	新家 熊藏	川口 長士	植野 大松	片家 延七	大正七年度
西川 熊太郎	佐々木 繁太郎	石橋 熊次郎	植野 大松	田中 馬藏	大正十一年度
西川 熊太郎	佐々木 繁太郎	石橋 熊次郎	向田 元次郎	田中 馬藏	大正十五年度
向田 元次郎	西川 恒富	井平 仲藏	松原 義平	田中 馬藏	昭和五年度

(昭和九年度全員再遷)

第五章 城西校費一覽表（四月一日現在）

年度	村 費	教 育 費		全 村 兒 童 一 人 當	城 西 兒 童 一 人 當	幸 兒 童 數
		城 西 校	嶋 之 瀨 校			
大正 八年	7844 00	2107 80	1405 20	10 910	9 495	267
" 九 年	6768 00	2047 80	1265 20	10 128	8 598	323
" 十 年	1294 00 7	3634 80	2423 20	18 790	16 600	269
" 十一 年	1191 00 5	4095 00	2730 00	21 349	18 185	271
" 十二 年	1262 00 6	4447 80	2965 20	24 286	21 195	243
" 十三 年	1228 00 5	4678 80	3119 20	29 825	22 711	250
" 十四 年	1283 00 8	4738 80	3159 20	26 491	23 116	252
" 十五 年	1396 00 6	5176 20	3455 80	29 662	26 975	240
昭和 二年	1396 00 0	5307 00	3538 00	30 095	26 535	225
" 三 年	1437 00 5	5659 00	3624 00	30 212	27 339	239
" 四 年	1579 00 8	5848 00	3778 00	30 931	27 200	248
" 五 年	1474 00 5	6211 00	3507 00	29 892	26 413	250
" 六 年	1340 00 4	5426 00	3469 00	28 974	22 460	253
" 七 年	1315 00 4	5230 00	3478 00	27 128	22 200	257
" 八 年	1376 00 6	5246 00	3498 00	25 946	22 140	262
" 九 年	1312 00 6	5435 00	3478 00	25 946	25 080	261
" 十 年	1356 00 4	5435 00	3465 00	27 280	23 840	261
" 十一 年	1532 00 6	6315 00	4249 00	32 850	25 150	241

第六章

歴代職員氏名一覽

氏名	在職年月日	氏名	在職年月	氏名	在職年月
芝崎 定平	明三二・一〇〇〇明三六・六	露詰 順藏	明三六・四	政井 初太郎	明三六・六〇明三七・七
前山 愛之助	三六・一〇〇	岡本 虎一	三七・四〇明三七・五	大沢 清三	三七・八
尾池 清丸	三七・四	平尾 仲太郎	三八・一〇〇	和泉 マツ	三九・六
山川 宏三郎	四〇・五	小家 ヨシ	四一・五	村上 榮春	四〇・一
徐 うの	四一・一	寺本 堯雄	四一・一	新田 清次郎	四一・四
矢野 久楠	四二・四	松井 庄吉	四二・三	久保 寅次郎	四三・三
谷口 謙	四三・九	池端 太四郎	四四・三	狩谷 常次郎	四四・三
西端 才藏	四五・一	新家 量之助	四五・三	露詰 順藏	四五・三
大串 春松	大ニ・三	榎本 よつ	大ニ・九	徳本 健之助	大ニ・三
榎本 円一	三・九	中筋 ノブエ	四・一	阪中 シヅ	四・三
大前 新六	五・三	古久保 勇治	五・一〇	中本 健次郎	六・三
上田 庄右門	六・三	辻村 ツヤノ	六・六	岡本 ヒデ	六・九
大榎 九右門	六・一〇	片家 かつ	七・三	谷口 謙	七・一
岡本 茂	八・三	松本 梅楠	八・八	屋敷 増藏	八・三
前田 一行	八・二	松井 基一郎	九・六	奥山 隆雄	八・三
中尾 峯三	一一・三	井畑 阿以	一一・三	田辺 ハツ子	一一・三
山本 信太郎	一一・八	筒井 スギ子	一一・八	村崎 美里	一一・五
玉置 久	一一・三	畑中 正男	一一・三	中松 基一	一一・三
植野 周助	一一・三	中松 季	一一・三	的場 守	一一・三
新家 量之助	一一・三	松谷 憲一	一一・三	西川 裕	一一・三
龍神 福五郎	一四・三	龍神 馨	一四・三	古久保 壽千代	一四・三
龍田 雄一	一五・八	原 一次郎	昭二・三	坂田 秀男	昭二・三
玉置 鍊太郎	昭三・三	岡本 茂	昭三・三	大原 磯治	昭三・三
山本 武夫	五・三	玉置 兼次郎	六・三	中家 大三	六・三
宇和 昂太郎	六・八	大沢 信一	六・八	中西 花枝	六・八
湯川 光雄	七・三	寺井 清次郎	七・三	山本 繁	八・三
佐々木 傳藏	八・九	千原 薫	九・一	崎山 千鶴子	八・九
畑中 一郎	九・三	田岡 早苗	一〇・三		
以下現職員					
西川 裕	七・八	小竹 倉之助	一〇・八	田岡 進次	一一・三
古久保 壽千代	一一・三	堅田 知一郎	一一・九	橋野 卓海	一一・九
中西 せ以	一一・三				

第五篇 宗教誌

第一章 神社

第一節 村社

◎天寶神社 高城村大字高野字宮ノ前二四四番地

例祭 毎年十月十九日

1 祭神 須佐男命 大己貴命 高倉自命 天照大神 品多別命 金山彦命

三筒男命 大山咋命 伊弉册命 速玉男命 事代主命

2 由緒

勸請年月日不詳。文祿四年修造すと云ふ。明治六年四月村社に加列、但し大己貴命初め二神は、大字野にありしを、明治四十一年十一月十九日大字熊瀬川字岡田鎮坐村社天寶神社(祭神伊弉册命・速玉男命・事代主命・事代主命・品田別命・三筒男命。勸請年月日不詳、明治六年四月村社事代主命初め三神は、大字熊瀬川各所にありしを、明治十年十二月これに合併し、明治三十七年應舎を改築す)。を本神社本殿に合祀、許可を受け明治四十一年十二月二十四日合祀決行。

明治四十一年十一月十九日大字東神野川字帆柱鎮坐、村社天寶神社(祭神須佐男命・由緒勸請年月不詳)古嶋之瀬・神野川の産土神として、龍神和泉守高野より勸請するといふ。)を本神社本殿に合祀許可を受け、明治四十一年十二月二十六日合祀決行。

明治四十一年十一月十九日大字嶋之瀬字芝野瀬鎮坐、無格社愛宕神社(祭神金山彦命・高倉自命・大己貴命)。由緒・勸請年月日不詳、高倉自命初め六神は嶋之瀬各所にありしを、明治十年十二月合併す)を、本社本殿に合祀許可を受け、明治四十一年十二月二十七日合祀決行。

明治四十一年十一月十九日大字瀧字四平鎮坐無格社住吉神社(祭神三筒男・由緒不詳)を、本社本殿に合祀許可を受け、明治四十一年十二月二十五日合祀決行。

明治四十一年十一月十九日大字瀧字下堀鎮坐無格社阿波曾神社(祭神不詳・高倉自命・由緒・勸請年月日詳高倉自命は明治十年十二月爰に合併す)本社本殿に合併許可を受け、明治四十一年十二月廿五日合祀決行。

明治四拾二年五月二十一日大字市井川字下栗原鎮坐、無格社王子神社(祭神天照大神・品多別命・由緒・勸請年月日不詳・品多別命明治十年十二月合併)。

高城村大字土井字氏神谷鎮坐、無格社若宮神社(祭神・天照大神・品多別命・大山咋命・三筒男命、由緒・勸請年月不詳、品多別命初め三神は全大字各所にありしを、明治十年十二月合併す)。

高城村大字宏野字植通鎮坐、無格社愛宕神社（祭神金山彦命・高倉自命・大己貴命、由緒・勸請年月不詳、高倉自命初め二神は大字宏野各所にありしを、明治十年十二月合祀す。）を、本神社本殿に合祀許可を受け、明治四十二年六月一日合祀決行。

3 社 殿 文禄四年・寛永四年等の棟札あり（文禄年号は今より約三五〇年前・寛永年号は今より約三〇〇年前）

神 殿 流し造 屋根柿葺 彩色高欄付 三坪

拜 殿 破風造

長 床 流し造（桧材）

一の鳥居 簷指形木造（桧材）

二の鳥居 藁座形木造

4 境 内 五百九十七坪

5 氏 子 高城村全村民（約三四〇戸）

6 社 産 雑種地 大字神野川字帆柱二〇一 三反九畝歩

田 全 〃 〃 二畝一四歩

社 地 〃 〃 五九七坪 官有地一種

基本財産 蓄債金 七百貳拾円拾七銭（昭和十一年三月末現在）

勸業債券（十円券） 三十二枚

復興貯蓄債券（十円券） 六枚

7 蓄債金増殖組合

東宮殿下御成婚を奉祝し記念事業として、大正十三年七月一日より次の条件を実行す。

イ氏下に家屋建築を爲すときは、其の戸主は建築家屋相當の金円を、神社に献納するものとす。

ロ献納金額は適宜なるも、其の祝宴費一人分に當る饗應費額以上とす。

ハ棟上げの際は神社より棟札を授與す。

8 神社を中心とする社会強化事業

イ新兵入営報告祭執行し、式后神酒・御守・御供授與す

ロ軍人飯御報告祭執行

を を

ハ小孝児童入孝報告祭執行

孝校長 授持教師・父兄附添参列し勸孝祭執行、式後御供及修身書を授與す

ニ小孝校児童卒業報告祭執行

ホ小孝校児童の月並参拝

十三日戊申詔書燠災記念日 早朝、校長・職員児童を引卒して参拝、神職祝詞を奏上し御垣の――

合唱し、戊申詔書を奉讀し神職社頭訓話をなし、御趣旨の実行に努む

三十日教育勅語御下賜記念日 早朝校長・職員児童を引卒して参拝、神職祝詞を奏上し御垣の――

ハ病氣平癒祈願

合唱教育勅語奉讀、校長訓話をなし御聖旨の徹底実行に努む
氏子重病人ありたるとき垣内民一同参拝平癒祈願をなす

ト防火祈願祭

高城村消防組は毎年一月出初式並に十二月一日防火デーとに、早朝全員参拝し防火祈願をなす

9 神社清掃

毎週月曜小孝校児童各孝年（尋四以上）交替して早朝清掃にあたり、毎月十三日・三十日の記念日早朝各学年児童字交替して清掃をなす

第二節 忠魂碑

大正九年一月三日高城村軍人分会役員会に於いて、忠魂碑建設の件を建議し全会一致を以て、高城村大字土井下神子垣内三番地に建設する事に決定。大正九年三月四日着工、大正九年八月二十六日完成。大正九年八月三十日除幕式舉行。

祭祀英霊及遺族

死亡 區別	死亡 年月日	死亡 場所	部 所	官 等 級	死亡 軍人名	族 籍	遺		族 名
							住 所	続 柄	
病	明治二十八年 八月七日	清国盛京省 海城舎衛病院	歩兵八聯隊 第十中隊	一等兵	山口 熊太郎	平民	大字宏野 一五七	弟	山口 權藏
病	明治二十八年 七月三十日	口廠舎衛病院	第四師團 大架橋縱列隊	輜 重	富山 春藏	全	全 高野 一〇	〃	富山勝之助
戰	明治三十七年 四月二十六日	韓国 新浦沖	聯隊九中隊	一等兵	上谿 鶴松	全	全 七六二	母	上谿 ブン
全	全	全	右 全	全	片家四郎太夫	全	大字瀧 六三一	弟	片岡 政右衛門
全	明治三十七年 十二月三日	清国中部三家子四 師團第三野戰病院	歩兵三十七聯 隊第十一中隊	軍 曹 功七・勲七	龍神 龍藏	全	全市井川 三八七	〃	龍神福五郎

死亡 區別	死 年月日	死亡場所	所 隊屬	官 等級	死 亡軍人名	族 籍	住 所	続 柄	族 氏名
病 死	明治三十八年 四月二十二日	大阪豫備病院 阿倍野分院	輜重兵第四 大隊補充隊	輜 重 卒	串崎 米吉	全 東 神 野 川	八〇	母	串崎 スギ
病 死	明治三十七年 一〇月一日	清國遼陽 兵站病院	近衛歩兵 第二聯隊	二 等 兵	前田 捨松	大 字 廣 野	五七一	甥	前田 隆太郎
病 死	明治三十七年 一〇月三〇日	清國清泥窪 兵站病院	第四師團 八聯隊	全	岡田 文作	全 熊 瀨 川	一七	姉	岡田 フユ
病 死	明治三十八年 九月一日	清國青京省鳳 凰二於テ罹病 衛威病院	朝鮮平壤府	一 等 兵	前田 熊吉	全 東 神 野 川	一〇六五	兄	前田 和七

工 費 總計 參百參拾六円參拾錢 (本郡南部町石材商 庄司光吉請負)
 招魂祭 每年四月中に之を行ふ

第二章 宗教

佛 教 禪 宗 臨濟派 十輪寺

淨土宗 西山派 萬年寺

神 道 天理教 城高宣教所

第一節 十輪寺

- 1 所在 高城村大字瀧六番地
- 2 寺 格 三等地 (大正六年)
- 3 檀 家 二百四十戸
- 4 寺 曆

龍神山城守修理太夫 (法名十輪寺殿月光玄清) (天正十一年二月二十三日卒) の創設にして、僧覺樹を
 開山となす。往昔回録に罹り、全刹焼亡す。乃ち僧桂峯・禪策、和歌山禪林寺節叟和尚の分法を得て再
 興せしが、慶應元年三月二十四日又全焼の不幸に遭ひ、爲に寺曆明瞭ならず。明治三十一年先住卓水全
 苗、本堂を再建し今日に及ぶ。

開山覺樹 : : : 祖順 : : : 祖泰 : : : 祖海 : : : 祖教 : : : 祖眠 : : : 禪策 (中興) : : : 祖潤 : : :

禅逸……文質……徹……秀一……全苗（再中興）……祖柏……

5 大本山 妙心寺 京都市右京区花園妙心寺町 開基 花園法王
開山 夢想大師

6 境内総坪数 三七二坪 畑 三段八畝 山林 三段八畝十三歩

7 寺産 田 六段七畝八歩 本尊 聖観音像（木造坐像 七寸） 一基

8 汁物 達磨大師像 大智大元像 一 体
韋駄天像 一 体

9 小祠 右側小祠には熊野参山・若宮大明神・辨財天を祀る

第二節 萬年寺

1 所在 高城村大字嶋の瀬二五二番地

2 壇戸 百戸

3 寺 曆 天正以前字勘解由にあり全十三年全焼。其の後燈空といふ淨土宗の僧、現位置に移轉再興す。
○燈空……廊傳……円廊……全立……随道……文龍……慈忍……随道……慈隆
……諦全……随誠……義鏡

第三節 城高宣教所

1 所在地 高城村大字土井

2 教会史

明治三四年旧一〇月二六日高城村大字土井佐々木辰蔵突然発病重態となり、早速医師の来診を求め半身不随病と断定されたり。其の後快方に向ひつゝありしも、全年十一月大字高野木村伊太郎天理教々師未浪權三郎同伴、天理教のお助けを受けんことをすゝむ。家内親戚相談の結果お助けを受ける事となり入信す。不思議なる守護を受けたるに依り、親戚佐々木平太郎・上村仙之助・前田安平入信、木村仲太郎宅を講元とし、天理大神を奉齋し毎月八日に講勤を行ふ。明治三十五年講元を前田安平宅に移轉したり。爾來入信者増加し明治三十六年春、前田安平勤場所建築の儀を發起し、間口三間・奥行四間の教堂を新築す。明治三十八年前田安平歿幽す。それより安平養子和吉お給仕を爲す。明治四十年三月信徒を結成し教義拡張の爲、天理教八木分教会鷺家支教会城高宣教所設置の件本部に出願、担任教師吉川辰蔵同月二十三日附教甲第六八四号を以て本部認可、明治四十四年和吉移住、明治四十五年春木村仲太郎家族連れて入り込み御給仕をなす。同年冬仲太郎退去、大正二年春吉川辰蔵入り込

第六篇 民俗誌

第一章 傳説

第一節 鷺之巢城

鷺之巢城跡は高城村土井と瀧との境界に在り、治承四年五月以仁王清盛を除かんとして、令旨を東国に散在せる源氏に傳へられたるが、不孝謀半に洩れて源三位頼政は、以仁王を奉じて京都より奈良に行く途中、敵軍に破られた頼政の五男頼氏、平家の勢盛にして望みなきを知り、紀伊に遁れて龍神谷に居を構へ、七代相つぎ此の地の領主となる。その間凡二百二十年、龍神山城守修理大夫頼綱に至り、源氏の血を引く義満を助けんとして、和泉により奮戦（應永六年十月後小松天皇の御代大内義弘の乱ならむ）

3 教勢現況（昭和十一年十二月現在）

み布教に従事す。大正三年辰蔵死去・大正五年春大字土井道端小文女入り込み給仕に従事す。大正十二年六月担任教師吉川辰蔵死亡に付、訓導上村勝之助を後任者に推薦し、地方廳に設置出願するに付本部に出願、全年七月十五日附教丙第二〇一三号を以て本部認可、全年十月地方廳に出願、全年十一月十五日附指令社共第一七一二号を以て地方廳許可。大正一三年四月七日夜主神鎮坐祭執行。翌八日開筵報告祭執行。大正一四年一月担任教師上村勝之助辞任、同月權訓導佐々木アサ子を後任者に推薦し、任命方を本部に出願、全年全月三十日付を以て教丙第二六九〇号を以て本部許可、全年二月地方廳に出願、全月二十七日付指令社共第三〇三号を以て許可し難きの指令あり、大正十四年四月權訓導西川ツネヨを後任所長に推薦、任命方を本部に出願、全月二十二日付教丙第二七六二号を以て本部認可、全二十七日地方廳に出願、五月十六日付指令社共第八七九号を以て認可の指令あり。昭和六年五月三日天理教八木文教会鷺家支教会城高宣教所を天理教教会規定に依り、全年五月二十七日付指令社共三四四八号一を以て許可指令あり。

・天理教教師 九名

・教徒 十戸 一八名

・信徒 一一〇戸 五五七名

・本部青年会員 二四名

・全 婦人会員 三〇名

・全 よのもと会員 九名

・天理教和歌山支会日高支部会員 二名

その功により、南部川上流の地を賜り、土井鶯之巢山上に居城を作り近郊を併せた。区劃は東本庄以北東は秋津川より西矢田に及ぶと謂ふ。頼綱より五代の孫百二十一年を経て、永正十年城主龍神次郎九郎秀政の時、日高山の城主湯川氏鶯之巢城の盛なるを嫉み、謀を以て大和高取城を攻めしむ。湯川氏は其の留守城を攻めて之を凶したり。秀政は戦場にて討死したり。一門或は戦死・或は百姓となりて僅にのがれたり。今に龍神姓を名乗る者多し。軽井川天宝神社の棟札に永正十四年山城入道龍神蔵人匠忠等の名あり。鶯之巢落城の時、次郎七郎といふ者有り、嶋の瀬に移り農を業とし、元和七年六十人地主に命ぜられ明治に及ぶ。城山氏神谷三九二番地に龍神家累代の靈を祀れる若宮大明神あり。毎年七月十八日に祭礼を行ひ、花火・踊りなどを催す。山城には今尚天守閣・外堀・内堀・馬場跡などあり、又土井後谷に西殿・御屋敷・井戸等の地名あり。

第二節 女郎淵

大字市井川の中程に青淵あり、次郎淵といふ。里傳によるに、平安朝の末頃豪族串崎弥左衛門といふ者あり、土地の獵師平左工門を伴ひ扇山に狩を催す。突然大蛇出で来り弥左工門に迫る。平左工門即ち強弓にてこれを弊す。其の後平左工門の技倆を賞し弓場を開き、弓術指南を命ず。百姓若者達遠近より来りて伎を練る。中でも弥左工門の娘は特に進境を示し衆人刮目せり。其後娘の挙動に妖しきあり、或は泉水の傍らに美童と語らひ、或は居室にて何者かと語らふあり。父弥左工門之を追窮するに、平左工門毎夜通ひ来ると。直ちに平左工門を召して詰問するに、我は源三位頼政の臣細谷重三郎の遺子平左工門、宇治橋に破れて今日に至れど、不義淫行は武士の恥辱何をかいふと。娘は平左工門なりといひ、平左工門は知らぬといふ。其の夜平左工門強弓を持ちて様子を窺ふに、自分と寸分違はぬ男縁側より娘の部屋に入らんとす。平左工門之を見て見事に之を射止めたり。突然巻き起る黒雲・車軸の雨妖雲・晴れて残月を頼りに裏庭に出ると、大蛇咽頭を射抜かれて泉の傍らに斃れしゐる。屍はその夜の中に二人で片つけてしまひ、誰も知るものもなかった。娘はその後月満ちて小蛇多く産んだといふ。市井川大樫重吉氏上手の尾根に、ユハンダと云ふ所あり。弓場の段或は弓矢の段の訛かと思はる。川向に的場及び平左工門田といふ地名もあり、現大樫亀吉氏家附近に串崎家の邸宅ありしならん。緒

第三節 阿波惣大明神

祀神詳ならず。祈願の者は小児の腹當の小さきものを献ずと（紀伊名所圖會）。里人語って曰く、昔者阿波の僧来つて、當地に病み里人に種々介抱を受けたれども本腹せず。死に際して我に祀らば腹痛一切治療せしむと言ひたりと、祀りて明神とす。今阿波僧につくる、瀧の段に折れるが一時十輪寺境内に祀れることありしが、又元に戻れり。

第四節 かうもり巖

市井川木台谷一三六四番地、三里峯の中腹に在り。大巖窟にして入口僅かに二尺四寸、数尺下れば三坪

程の宏さを抱く。往時清川村の内に一宇の伽藍あり、住職法道上人（空体上人ともいふ）山賊の爲伽藍を破られて、逃れて此の山窟にて入定せりと。又旅僧上洞より来りて此の穴にて死凶せる者ありと。名所圖會に巨巖累々として奇状多し、南部等の遠望も佳なりと記す。

第五節 莊屋敷

市井川切目ヶ峰の山丘、上洞より切目辻に通ずる道傍にあり、境内約三畝歩。往昔一寺院あり、此の住職も又蛇穴に入りて入定せりと。靈は大日如来として、眞妻村大字川又日浦に遷し祀れりと。

第六節 轟之瀧

大字瀧向ひ平一五一番地に有り。名所圖會に曰く、南部川の源流名の内の峯より発して、軽井川・木の川・神野川等より来たり、高野川・市井川北より来たり、諸水こゝに湊合して瀧となり、巖を穿ちて飛奔す。其の響雷霆の如くなればかく名づくといふ。澄潭・削壁競秀の美、奇觀と云ふべしと。

第七節 鶴之湯

昔者病鶴来りて、この冷泉に体を浸し居りしが、数日の後病癒えて飛去るを見て、治療に効あるを發見せるをその初とす（詳しくは自然誌を見よ）。

第二章 俚 謠

第一節 子守唄

- 守よ子守よ晝間は大事、夜は子守は用はない
- ねんね・ねんねとせ中をたゝくヨー、何が寝らりよか叩かれてハイハイ
- ねんねせと云ふてせ中をたゝくヨー、何が寝らりよか叩かれてハイハイ
- アーねんくねんくねんくヨウ、起きて泣く子はわしやつらいヨー
- 馬の馬子さん早よ来ておくれ、馬がぢやくこく鞍かやす
- この子よう泣くなぜなくしらん、おちゝ足らんかねむたいか
- ねんねした子に赤いべぎきしよぞ、おきて泣く子に縞のべぎ
- 守よ子守よ朝晩大事、晝のつぢには守いらん
- ねんねしなさりよし、のになされ、朝はどうに起きなされ
- ねんね根来 お不動の山で 年より来いよと鳩が泣く
かくばん山で
- ねんね根来に行きたいけれど、川が怖ろし紀の川が
- 泣くな一太郎、泣かすな二太郎、何が泣かそに三太郎
- 泣いてやかまし吉原雀、ヨウ鳴けば野で鳴け山で鳴け

第二節 田植歌

- ねんねねぶの木朝早よ起きて、七つ下がれば又ねぶる
○わしのこの子はもうねる程に、だれもやかましゆいはんすな
○太鼓たゝいて子守をよせて、きりようよい子を嫁にとる
○ねんねなされよしのになされ、ねたら子も樂守も樂
○紀州紀の川・荒川・粉川、おまんつゝむは竹の皮
○千重センヨつばきは屋敷のかざり、娘よいのは家のかざり
○ねんねねんねとこれ程云ふに、何が不足でねられぬか
○ねんねこ山のきじの鳥、落ちたらおたかに拾はるゝ
○酒屋とうじと井戸やの石と、乾く間もない暇もない
○酒屋三軒・酒屋五軒、光り輝く金の庫
○奉公して見て人じんせんせんなんで、親を頂く有がたさ
○いたら見てこら鐘巻さんへ、六十二段のきだはしを
○この子泣くのもわしゆるすのも、だんな・おくさんおこるのも
○ねんねねんねと寝る子はふとる、起きて泣く子は面難い
○この子寝なされ赤まゝたいて、赤い膳してとゝそへて
○ねんねした間にとゝ賣り来たら、坊にばっかりとゝやるぞ
○早う寝た間に京都に行つて、赤いおべぎを買ふて来て、きせたり・まいたりおどり・するぞヨウ
○ねねころりよおころりよ、坊やお守りはどこへ行た、あの山こえて里へ行た。里の土産に何もろた、
でんく太鼓に簫の笛、おきゃがり小法師に犬はりこ。母さん乳より甘かんごんす、それを喰へてねんね
しな。ネんくネんくネんくよ
○なくなよしくねんねしな、親がたゝいたとて泣くもんのか、山の鳥啼いたとて泣くものか
○ねんねさんせよ今日は二十五日、明日はこの子の宮参り、宮へ参つて何て云ふて拝む。この子一代ま
めなよに
- 植へ出せよー植へ出せよう、今日の間に植へ出せよー
○八石二十俵この田の米は、はね出せ・はね出せ今の間に
○今日は一つ唄を出すぞヨー、どうぞ皆さ歌ふとおくれ
○いかみ八石・すぐれりや九石、まこと直ぐけりや十二石
○まだもく植へ出せ・はね出せ、今の間にこの田圃見るまにはね出せヨー
○唄は囃の田植歌、今日もどんより曇つてる

第三節 茶摘歌

○日が暮れて小路が判らぬ松明もつて来い田の主
○こんど来る時持て来ておくれ、有田蜜柑の鈴なりを

第四節 臼引歌

○とろりとろりまはるは淀の川瀬の水車
○ヨイヤ今夜この臼負ふて、にかけて臼はお中で宙に舞ふ
○こいで来いでと待つ夜に、来いで待たぬ夜さ来て門に立つ
○咲いた櫻の枝折る風は、情知らずの山下し
○重たいものや力入れよ、しもくゴイシヨく
○思ふお方と臼引すれば、臼は宙でまふ・天でまふ

第五節 草取唄

○一人取るかい五反田の草を、心善とれなぎの根を
○親子三人田の草よ、水はゆさく面白

第六節 苗取唄

○竹に雀は品よくとまる、止めて止まらぬ色の道
○苗をとりよせ今の間にこの苗を
○この向ひの草刈り子供百合の花咲いたかよ。咲いた咲いたこがれてしもた、松の枝までこがれてしも
た

第七節 米搗唄

○姉はきりしま妹はさつき、中は千重センヨのこぼれ菊
○こよひこの米搗かずに白め、門に立つ殿まぢかねる
○高い住吉一間に太鼓、流れよるぞよ加太浦へ
○いつも字を書く机にもたれ、こぼす涙は道の露
○泣くななげくな江戸さへ行くが、僅か甘りの和歌山へ
○親の意見と茄子の花は、千に一つのあだはない
○鳥はないたとてまだ夜は深い、明くりやお寺の鐘が鳴る
○咲いた桜に嵐が毒よ、落ち木の葉の下になる
○こいさこの米三升か四升か、搗いてくれたら五升になる

第八節 豆いり唄

- 歌ふて米つけまた来年も、祝い芽出度のせちの米
- 歌ふて米搗また来年も、祝ひ芽出度の酒の米
- 今夜この米三升か四升か、搗いて白まぬ米はない

第九節 木挽唄

○とんとん豆はほうらくの中で、飛ぼか走るか腹切るか、カランコレン わしもさやの中にはよかつた
が、こうなればなーカランコレンく

- 引けどもたくれどもこの木はかたい、どこのお山のねじ木やら
- 米は安なれ挽賃上がれ、わしの挽く木はやるこなれ
- 降っても照っても木挽はしようばい、挽かねば食へまい
- 木挽きと鼠と、挽かねば食へまい
- いが見さんすな前びきさんよ、これはお上の御用板
- 木挽米の飯赤味噌そえて、よきではつるよな糞垂る、
- 何の因果で木挽をなろた、仲のよい木を挽きわくる
- 獨り娘を木挽にやらぬ、木挽深山の奥に住む

第十節

盆踊唄

佛教協会判定 昭和九年夏講習を受け以下毎夏盛大に躍る

《ハアー 盆はなー(ヨイシヨ) 盆は嬉しや別れた人も(アリヤセーヨホホイ)》

晴れて 此の世に ハ 会ひに来る

- 輪廻はなれて気も軽々と まはる踊の輪の丸さ
- 雲の間から羨しげに、踊り見てゐるお月様
- 足の軽さよ此の気の軽さ 田植すました戻り道
- 心広けりや世間も広い、働らきや身も立つ家も立つ
- 踊り踊るなら手拍子叩け、調子づかなきや唄も出ぬ
- 今宵出た月真如のお月、親の後生樂出て照らす
- 唄は袂にまだあるけれど、音頭とらなきや出て来ない
- 踊り念佛気も軽々と、明日の家業が苦にならぬ
- 仲間同志の心がうつり、空にまん丸お月様
- 村よお盆よお閻魔様の、赤いお顔が忘らりよか
- 切子燈籠に火の入る頃は、何か月夜の影が立つ
- 立つな夜霧よ芋がらがしめる、門の迎火早つきる

- 盆もすまぬに茄子のお馬どこへとつとと馳けて行く
- 揃た揃たよ皆が手が揃た、稲の穂のように能く揃た
- 心揃へば手振りも揃ふ、お月様さへ笑ひ顔
- 昔話につい夜も更けて、月も傾く西の空
- 躍る手つきに見とれて、月を憎や月めが邪魔をする
- どんと叩いた太鼓の音に、あの世・この世の戸が開く
- 盆が来るく、川端柳、水の流も盆となる
- 親の無い子は皆出て御覧、丸い十五夜の月が出た
- 音頭と切れりや見物あきる、踊れ踊り子も眠くなる
- 色は匂へど散る日が早い、いつも変らぬお月様
- さらりく、と踊りの手振り、月の出潮はよく揃るた
- 来たよ踊り山から野から、盆の踊りに馬で来た
- 月は宵出て朝までわたる、盆の踊は輪にまわる
- それと出て見た端山の横に、あかいお盆の月が出た
- 露の夜露に面影なりと、せめて迎火魂まつり

第三章 口説

第一節 鈴木主人白糸口説

花のお江戸のその傍に、さても珍らし心中話。所は四谷の新宿町の、紺の暖簾に桔梗の紋は、昔に聞こえし橋本屋とて、数多女郎衆のあるその中に、お職女郎衆の白糸こそは、年は十九で當世育ち、愛嬌よければ皆さんは、我も我もと名ざして上る。分けてお客をどなたと聞けば、春は花咲く青山辺の、鈴木主水といふ士は、女房持にて子供は二人、三つ・五つはいたづら盛り、二人子供のあるその中で、今日も明日もと女郎買ひばかり、見るに見かねて女房のお安、或日我が夫主人に向ひ、これさ我が夫主人殿よ、十九・二十の身じゃあるまいし、人も意見もする年頃で、止めておくれよ女郎買ばかり、金のなる木は持ちやすまい、どうせ切れるの六段目には、連れて逃げるか心中するか、二つ一つの思案と見ゆる、それじゃ二人の子供は不憫、子供二人と我身をば末はどうする主水殿よ、云へば主水は腹立ち顔で、おのれ小癪な女郎の意見、おれが心で止まないものが、女房位の意見で止まぬ、愚痴なそちより女郎が可愛い、それがいやなら子供を連れて、そちが里へと出て行きやがれ、愛想づかしの主水の言葉、又も主水は小やけになりて、出て行くのは女郎姿へ土俗資料による

第二節 順礼口説

此処に哀れな順礼口説、国はどこよと尋ねて聞けば、俺は阿州の徳島町よ、主人忠義の侍なるが、家の宝の刀をば、せんぎにかけて無実の難儀、国を立ちのき夫婦の願ひ、神や佛に心願かけて、此処や彼処を尋ねんものと、三つになる児を我が家へ置いて、行けば大阪玉造にて九尺二間の借家を致し、軒をならべし刀とぎやの其の店も、尋ねくし甲ひもなく、其の日・其の日の暮しも落ちがれ果てたなり、姿なりとて国に残せし幼子は、も早七年叔母育ち、年は十にて其の名はお鶴、或日育ての叔母さんに打向ひ、もうしコレイナ叔母さんよ、近所・隣のあの子さん達をこらうじ、髪を結ふたり抱かれて寝たり、わしにや父さん・母さんないのかへ、問はれて叔母さん言葉にむせび、やがてせき来る咽撫で下し、訳を話して聞かせて上げよ、いくら広い此の世のにも親のない子はありません、お前さんにも父さん・母さん此の世におはせしが、今を去る七年其の前に刀のせんぎで無実の罪をうけ、今じゃどの何処におはしやんすやら、聞いておつるは立ち上り、それじゃわしにも父さん・母さんおはすのかへ、それじゃこれから四国西国めぐりてぞ、あんなつかしい父さん・母さんに会ふて飯りたいと、いともやさしき巡礼姿、背に負いづる・足には脚絆、胸にかけたる六字の番号に、娘おつると書いたる文字も、墨がにじんで姿がうすい、叔母さんさらばで御座ると胸にかけたる。伏がね鳴らし、別の言葉で涙淵、後姿を伏し拜み、叔母の胸や黒金の涙や流れて、阿波の鳴門の分れ波、出て行くおつるも共涙、日数重ねて幼子が尋ねて来たのは、紀伊の国札所一番あの那智山に、胸にかけたるふせがね叩いてぞ、ふだらくや岸打つ波は三熊野の那智の御山にひゞく瀧つ瀬、二番紀伊国紀三井寺、古里をはるくここに紀三井寺、花の都も近くならん、三番紀の国粉河寺、父母の恵も深き粉河寺、佛のちかいたのもしのみや、四番は泉の槇尾の寺よ、み山路や・ひばら・松原分けゆけば、槇のお寺に駒ぞいさめる。五番参り寄り来る其の人々も心願かける藤井寺、花のウテナ苔に紫の雲、疲れし足をばげまして、着いた所は大阪の軒をならべし玉造り、見れば愛らし順礼姿、奉謝進じよと我も我もと出てくる。母のお弓は我が子と知らず、奉謝進じよと出て見れば、愛らしい順礼娘、虫が知らずか母の御弓はそばへ寄り、幼い身一人旅とはどうした訳よと尋ねて聞けば、聞いて下され叔母さんよ、訳は知らねど三つの年に、わしを叔母さん方へ預け置き、両親が今じゃ何処のいづこにおはしやんすやら、それをたずねて会いたさに、遠い旅路を只一人尋ねてはるく此処まで来たのでござる。それじゃ国は何処でござんすへ、わしの生れは阿州の徳島町よ、聞いてお弓はそりやなつかしい、わしの生れも阿州徳島じゃ、して父さんの名は何と云ふぞへ、あい父さん十郎兵衛と申します、して母さんは、母さんはお弓と申します、聞いてびっくりお弓の胸の中、して又お前さんの名は何と申します、ア―イおつると申します、聞いてお弓はせき来る胸をなで下し、名乗りも出来ず、娘おつるを抱きしめ、たゞ涙にむせぶばかりなり。娘おつるは抱かれて下りて、もうし叔母さん何故泣かしやんす、それ程お嘆き遊すなら、わたしやあなたを母さんのやうに思います、どんな苦勞でもしよう程に、おいておくれよあなたのそばへ、云へばお弓は武士の意地、名乗りも出来ず飯りやしやんせよ叔母さん

第五節

辰弥口説

ふなに・かんぞ・青いとかきに・赤松みどり・川原よもぎに・東西草に、これを合して盛りたるなれば、いかな孫三も残りはないよ、それを聞きつけ孫三は飯り、おはやくとひそかに呼べば、孫三さんかへお早ようござる、ぬれた草履の紐解きましようか、お酒上げれば爛して上げよか、お飯上がれば七茶につきよか、酒もいや、お飯まもいやよ、二十三夜に俺や出る程に、夜の留守居をよくせよお早、そこでお早の申さる事にや、晝の留守さへしかねるわしに、夜の留守まで振捨て置いて、出るは胴欲御無理でないが、行かにならねば早よ行ておいで、ちよいとこしらへ手抜おびて、煙草吸ひつけ出るなり見せて、裏へ廻りて立ち聞きすれば、にくい孫三が飯りた、故に可愛い吉三に難儀をかくる、それを聞きつけ表へ廻り、れんじ一間を蹴やぶち入り、手燭火をつけ襖をあけて、そこに寝たのはお早でないか、妻に添寝は吉三じゃないか、人の女房に手かけるからは、俺の腰なるあをしもさかわ、岩を切りても残らぬつるぎ重ねうちとは覺悟せよ
〈土井定次郎による〉

第六節

二丁目・三丁目口説

とんと大阪道頓堀に、語る靜瑠璃役者を聞けば、役者仲間が十六人よ、若い仲間が三十四人、辰弥十六で発明なものよ、肥前おさごや宇佐八幡で、開帳芝居の願かので、何と若い衆下りておくれ、芝居役者も下るといふよ、辰弥下るを親さん知りて、辰弥・辰弥と一間へ呼びて、備前おさごは疱瘡の盛り、われは疱瘡をまだせぬ程にどうぞ残れよ、今度辰弥そこで辰弥の申す事にや、それは親さんようこそなれど、わしが行かねば十六人の芝居役者のきまりもつかぬ、止むる内にも早船に乗り、丹波をせさせ備前の国で、芝居初まり今日で三日、参る人々下向の道で一の藝者と辰弥をほめる、ほめる内にも哀れは辰弥、風邪のこもりが疱瘡となりて、お医者・お医者七人やとて、介抱すれども其の甲斐もなし、薬盛れども其のげんもない、最早辰弥も死病となりて、そこで辰弥の申す事にや、わしの兄さん丹助さんと呼んで下され云い置きするの、親の云ひぞをよく聞きなされ、親の言ども聞かざる者は、後に後悔するとは言へど、肌の守りは母親様よ、腰の大小は父上様よ、わしのさいたる珠環たまわたりの櫛は、わしのなじみのお夏にやるよ・銀のかんざし妹の小春・残る小間物故郷へ下し、辰弥備前の土となる

第七節

五反畑口説

二丁目・三丁目糸屋の娘、姉は二十一・妹はたち、姉に心は少しもないが、妹ほしゆさに御立願こめる。一に出雲の大神様よ・二には二番の紀三井寺様よ・三は讃岐の金比羅様よ・四には信濃の善光寺様よ・五には護摩堂の御不動様よ・六は六角堂の石の地藏様よ・七つなしまの弁天様よ・八つ八幡の八幡様よ・九には熊野の權現様よ・十は所の氏神様よ、わしの思いを叶へておくれ、わしの思いを叶へて呉れりや、岩に花咲く水にでも、絵書く今度六月雪でも降らす
〈土井定次郎による〉

五反畠のまん中頃で、七つなる子が齊ナズナを摘むよ、齊摘む摘む手が可愛い、通りかけたる御殿様が、あの子よい子じゃ器量な子じゃ、まちと大きけりや俺等の妻に、もちと小いので夜妻にやならぬ、そこで娘の申する事にや、通りかけたる御殿様よ、わしが小いとてあなどりなさる、物の道理を言ふて聞けましょか、天道小とても日本中照らす、針が細いとて吞まれたものか、石が小いとて噛まれたものか、山が小いとて負ふて走らりようか、山椒小粒でひりゝと辛い、舟は小さいとて大沖しのぐ、大きい船でも港を傳ふ、心あるなら一寸寝において

〈土井定次郎氏二依る〉

そりや出た・ありや出たこの弱輩が、ちよいと出まして御先生様の、前を御免と蒙りまして、されば文句にかゝる、私の文句は荒川筏、どこで切りよやら離りよやら、切れた処はつないでおくれ、抜けた所は掴んで入れて、抜け目・切れ目の処を頼む、されば棹さし乗りかけまする、まだも御先生に頼みがござる、私の音頭は焼山免林なくては音頭がとれぬ、されば御先生に宜敷頼む、……………私の音頭は末長けれど、下手な文句じゃ末とげませぬ、されば御先生・御諸君様よ、こゝらあたりいで止めをきまする

吉川踊？

第四章 郷土年中行事

本村未だ太陽暦を用ひず、一般に旧暦による爲、今年中行事を編するに當り、新旧を問はず、乱雑混淆を避けず、そのまゝとせり。干支に依つて定められたるものは、便宜上昭和十二年の暦によりて、その月日を入れ置けり。 | 梅丘識 |

◎一月

一日〇四方拝 ○歳旦祭（神社） ○祝聖修祈禱會（十輪寺）

○若水汲み 一家の主人家人に先つて起き、若水を汲む。福木にて湯を沸かし顔を洗ふ。本年の悪方歳徳神の方角に向つて拝す。神棚に餅・干柿・柑などを供へて、一家揃つて雑煮を祝ふ。

○産土神に詣ず。廻礼をなす。

二日〇若松迎ひ、神様に松を供へる。 ○仕事初め ○飯の炊き初め

三日〇元始祭 ○山はじめ 初めて山へ行き木を切る

六日〇寒の入り 油揚げを食ふ風あり

七日〇七草 七草粥を炊き祝ふ

八日〇入り初め 豆をいり初める ○高野観音供養投餅あり

十一日〇帳とぢ ○田祭り 弊を作り田の神を祭る

十四日〇左義長 どんどと称す、正月餅を焼く、又餅を焼く

十五日〇粥はつほ 小豆粥を炊いて神に供へる 又柿の木に「なれく 柿の木ならねばぶつ切るぞ」「な

れく ゆばれ、ならねばぶつ切るぞ」など称へ乍ら、鉈目を入れ切口に粥を供へる

十六日〇藪入り やぶ入りや思は同じ姉妹 ○伊勢講 一月・三月・五月・九月・十二月の各月十六日

にあり、當日は講中打連れて宮参りをなし、講主の家で宴会す 皇太神宮遙拝するなり

二十一日〇大師講 一月・三月・五月・九月・十二月の各二十一日にあり、夜小字の各講仲間夕食を共に

して、おつとめをなす

◎二月

一日〇二正月 飯・餅などを神に供へ仕事を休む

二日〇出替り

○庚申待 庚申とは青面金剛の化身を云ふ。もともと干支の称であるが、古人道教の迷信に依り

起り、後佛教の帝釋天・赤面金剛等の信仰と混淆し、俗間に崇拜される。その起源は道教の説

に、人身に三尸虫サンシユが居り、庚申の夜人の睡眠に乗じて上天し、人の罪・過を上帝に訴へるから、

此の夜は眠らずして、之を守るに由來してゐる。各小字組一軒毎に順廻し、夕食を用意し般若

心経を誦す。庚申の夜は必ず雨降るものと信ぜられてゐる。六十一日目にある本年のは、二月

二日・四月三日・六月二日・八月一日・九月廿日。十一月廿九日なり。閏年には特に僧をよび、

盛大に 行ひ投餅などあり。

三日〇節 分 立春の前日也。年越しとして豆を食い、又鯛の頭を割箸にはさみ、煌べて柗の小枝と

戸口にさす。風あり悪鬼を払ふ意味なり。

八日〇八日事又は「こともち」と云ふ、事初めなり。握飯を藁苞に入れて屋上に置く。熊野權現に供

ふとも云ひ、鳥の来り啄むを喜ぶ。

十一日〇紀元節

十三日〇涅槃會ヘ旧十輪寺釋尊入滅の當日佛を追慕する法會なり。清和天皇貞觀二年（八六〇年）を

以て最初とす。涅槃圖を掲げて祭る。

十二日〇初 午 千里観音・西の河観音など賑ふ

十九日〇祈年祭——天寶神社

◎三月

◎四 月

三日○桃節句 女兒雛人形を飾り、桃花・菱餅・白酒などを供ふ
十日○へ旧へ高野金比羅祭・投餅あり
廿一日○春季皇靈祭 神社にては遙拜式 寺院では彼岸會を修す
○市井川・熊瀬川大師會式 市井川では心経を脩し 投餅あり
十八日○へ旧へ阿波惣明神祭・投餅有
廿五日○享年末休業始まる

三日○神武天皇祭

七日○新入孝生神社報告祭

八日○灌佛會 釋迦牟尼佛の誕生日に當る。此の日季節の花草で、草御堂を作り中に誕生佛を安置し、其の像の上より甘茶を灌ぐ。之は釋尊降誕の際香水を以て、其の体を灌洗し奉った因縁に基き、大聖出生を祝ふものであるが、我国では推古天皇十四年（六〇六年）を初めとす。家々では寺院の甘茶を貰つて販る

○卯月八日とて卯の花と、ぢを竿頭高く立つ

○甘茶にて墨をすり紙に「茶」といふ字を書き柱にはる、百足の来ぬ呪いなりへ灌佛會は眞宗寺院には行はず 芝口へ

十八日○旧三月十八日 川又灌音會式・當地より賽者多し

二十九日○天長節

◎五 月

一日○鹿島明神講 宝永六年十月四日大地震・大津浪あり。鹿島の爲被害少なりしは、神威に依るものとして、南部川・切目川筋より翌年五月本日明神講を組織して、参詣謝礼の意を表したるに起原す。同年六月十五日満月に花火を打上げたるも、右の意に外ならず。當地より参詣・見物人其の数を知らず。

二日○八十八夜 粃薪き初む

五日○菖蒲節句 男児鯉幟を立て、或は人形を飾りて出世を祝ふ。菖蒲・蓬を神棚・軒端などに差す、又菖蒲湯を立つ。柏餅を作るへ菖蒲湯ハ五月五日の前夜、即ち宵節句に立つるものなりへ芝口へ

十日○金比羅祭（市井川）

◎六 月

十一日○入 梅

二十二日○夏 至 田植始まる

三十日○大祓

十五日○(旧)鹿島花火祭り、尚地方より見物頗る多し

○土用は七月に入れる

◎七月

一日○道づくり、佛の来る道を掃除する

二日○半夏生 半夏は薬草「ヘソクリ」の別名。有りははげ休みとて、一般業を休む

七日○七夕 子供笹に色紙を吊し、水瓜などを供へて牽牛・織姫を祭る

○井戸替 一般に井戸替をなし佛具を洗ふ

○七日盆 墓掃除をなし花筒を代へ花を立つ

十四日○孟蘭盆会 梵語の名称である。地獄餓鬼道に堕ちた亡者の苦を除く爲、修するもので十三日は迎火と称し、家の内外火を点じて靈の来るを迎へ、十四・十五日は家に止る阿闍婆を作り、果物・野菜などを供へ、また僧を迎へ棚経などを誦す。十六日夜は亡者この世を去る時として、送火を阿加棚ナド眞宗ノ家デハ行ワズ、孟蘭盆会ト施餓鬼ト混合セルカ、盆ノ時季施餓鬼ヲ行フ(芝口)点じ、川岸に到り供物や燈籠を流す。又夜は盆踊りを踊るが、これは亡者が地獄で歡喜する状を寫したものと云はれてゐる。起原は「孟蘭盆經」によれば、大目犍蓮が六神道を得た後、父母を尋ねた時、亡母が餓鬼道に苦しむを見て、佛に救済方法を尋ねた。佛は現世亡父母・或は七世の父母の爲に、七月十五日に飯五味五果及灌盆器・香油・錠燭・床敷・臥具を具へ、世間のあらゆる甘味を盆に置き、且つ十方の大徳・衆僧を供養せよと示し給ひ、教の如く行ふた時、其の一日のみ母の苦を除き得たと云ふ。我国では齋明天皇三年(六五七)を起原とす。

八日○(旧)土井地藏尊会式で炬松を燃し、提灯を連ね賑やかなり、花火などあり。

十六日○藪入り ○うら盆

十九日○夏祭

二十日○土用の入 十八日を一期として年四回あり、立夏・立秋・立冬・立春の前十八日なり。一般に土用中は機打ちを忌む間日ありて、其の日は許さる

○百万遍虫送り ○虫送り 土用中適當の日に、各字別百万遍をなす。當日字人会場或は区長宅に集り、丸座して「なしがいざんぼう」・「みじかいざんぼう」・「なむあみだぶつ」など唱へて、大きな念珠を繰る。終りて男児笹の先に切紙をつけ、鐘・太鼓に囃し規定のコースを通り川に行く(熊瀬川は地藏堂に終る)。害虫を亡ぼす爲と云へり。

○丑休み 丑の日也、川にて牛に浴を取らしむ(七月初メ、モトハ旧六月初メノ丑ノ日 芝口)

二十四日○高野地藏祭り

二十五日○夏季休業初まる

◎八月

一日○八朔 餅を搗く、苦餅と云ふは卯月八日より晝寝を取り始め、本日で終る。又明晩より夜業を初める風なればなり

二日○出替り

十五日○へ旧へ芋明月 里芋・萩・薄^{すすき}などを供へる。明日や畳の上に松の影：芭蕉

◎九月

一日○二百十日 厄休み

九日○栗節句

二十三日○秋季皇靈祭 本日を中日とし前後七日間寺院にて

○彼岸会 本日を中日とし前後七日間寺院にて脩する法會。由来に関しては異説有り。晝夜等分の時、即ち中道の時節であるからといひ、或は太陽直西に没するから、往生の大願を遂ぐべき日なりとす。支那・印度にはなし。起元に就いても異説あり。聖徳大師に初まるともいふ。

◎十月

○亥の子 本月初亥の日・以下二番亥の子・三番亥の子あり。餅を搗き或は握り飯を作り、枵に入れ神に供へる。握飯は平年十二個・潤年十三個とす、親戚に配る。

五日○達磨忌 菩提達磨の忌日、魏孝荘帝永安元年示寂・一般十輪寺に詣す。

十七日○神嘗祭

十九日○天寶神社例祭 ○九日 須賀神社 ○十五日 鹿島社など 當月は例祭多く親類知友の招待月也

「とー」と云ふ語は古く米の事を云ひ、田の收穫を以て一年とした。この曆の切替へに公的祭礼が行はれて、海の向ふの我等の先祖の靈の國、タカマガハラから威力ある神が来て、その力に依つて其の年の豊作を保證した。この切替の時期は「しもつき」に終り「しはつ」に「しはす」である。そしてその祭礼に依つて年が改り春が来るのである。故に古くはあき・ふゆ・はるの祭例は引続いた一つの祭例であった。それが歴法の輸入と共に、分離してしまつて秋・冬・春となつて、農作がすんで後神を迎へて宴会を開く、秋祭りのみが獨立して、今日盛大になつた。

◎十一月

三日○明治節

七日○山祭り 山林業者は仕事を休み、山主の家では御馳走をする

○熊瀨川 祇園宮祭・投餅あり
二十三日○新嘗祭

◎十二月

一日○乙子朔 オトコタチ 一年最終の朔日なる爲、赤飯などを炊く

八日○成道祭 膺入ともいふ、釋尊菩提樹下に端座して悟りを終へる。日禪寺では昨夕より徹夜して、今暁まで坐禪する。一般寺に参詣する

十三日○福木切 馬目樫などを切り貯へ、正月用となす

十二日○本山夢想國師大師忌 十輪寺

十日○城西開校記念日

二十日○旧藩頃の死刑執行日 一般コンニャクを食ふ風あり

二十二日○冬至

二十五日○大正天皇祭 ○歳暮日 本年世話になった家に礼す

三十日○七五三飾新年を待つ

三十一日○大祓・除夜

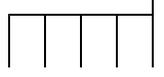
第七篇 名門人物誌

第一章 名門

龍神氏

鳴の瀬 龍神村龍神氏の支流なり。當地土着に關しては、民俗篇及人物誌に詳し、左に系圖を掲る

清和天皇 . . . 貞純親王 . . . 經基親王 . . . 満仲 . . . 頼光 . . . 頼綱 . . . 仲正 . . . 頼政源三位入道
年七五才治承四年京都宇治平等院而自害



高郡龍神谷來殿垣内ニ屏位ス . . . 頼卿 龍神左馬之助 歴仁元年三月二日卒法名号動慶 . . . 頼村 龍神
次郎左工門 弘安二年二月朔日卒法名号金吾校尉道阿 . . . 頼長 龍神原左工門 永仁六年卒法名号金吾
次將道喜 . . . 頼勝 龍神次郎太夫 正慶二年卒法名号金吾將道喜 . . . 頼秀 龍神次郎左右工門 文福
四年卒法名号徳山 . . . 正勝 龍神次良太夫 永和四年卒法名号義山 . . . 頼綱 龍神山城守當修理太夫

頼綱應年中之始京都合戰有軍功被右拜將軍賞了此時山地・龍神邑・南部川上賜 居城山城守号土井村黨之巢山之城主代幕軍功數回頂戴將賞領知給南部川谷中東本庄村・日高郡土生邑・小熊邑・龍神邑・秋津之内ニモ少々有之何レモ高不顯應永十二年卒法名月江玄清大禪定

正長 龍神和泉守應永年中放山地・龍神谷 氏秀 龍神石見守 應仁二年阿波国宗香合討死
明珠山龍藏寺建立シテ先軍之菩提トスル 種年 龍神又右衛門

正頼 龍神次郎右衛門 山地龍神谷ニ住終ル
後永享十二年卒法名号忠山道祐居士

正家 龍神助太郎 同所住終ル
正直 龍神刑部大夫 文徳三年卒法名号 其山祐真居士 …… 秀政 龍神次良 七年右家綱父討死
後浪人シテ島之瀬引越住居スル也 法名深山 年号不顯

正備 龍神八郎左工門 天正十年卒法名号白山淨然居士 氏政 龍神孫太郎 慶長十九年卒法名
行俊 龍神佐次右衛門 藝州淺野家ニ移ル 家正 龍神新兵衛関東ニ下ル

号随山教順居士 …… 家友 龍神次良大夫 中納言頼宣公様御入国之後元和七酉之年御国六十者ニ被仰付限
米六十石被下置候処 其後仲間一統召上 其後正保四年亥二月朔日卒法名号林高淨西居士 …… 正吉 龍

神次良右工門 貞享四年卒法名号空照覺圓居士 …… 正秀 龍神次良大夫 右次良大夫元禄五年高野山一
乱之節六十人何モ橋本へ相結申候 次良大夫承リ傳御通ハ無御座候共仲間一統之義ト存家来九人召連 若山岡

部惣五郎殿由縁有之故右之方落付 橋本參候結句日高之六十人ヨリ先相結候 其後橋本ニ相結候六十人エ御銀
被下置候節御吟味之上右次良大夫エモ若山三浦又助殿ニ而白銀一枚被下置難有頂戴仕候 元禄十年卒法名号

湛岳道忍居士 …… 爲氏 龍神弥次右工門 宝永三年卒法名号益翁利白居士 …… 家永 龍神幸右工門
明和六年卒法名号直心宗入居士 …… 傲純 龍神幸右衛門元禄十五年ヨリ六十人者株致中絶候処御尋有之候

而寛政五年丑年六十人地土ニ被仰付候 同八月大殿大眞様遠在エ被爲成候御節九月御宿仕候 其節御金貳
兩被下置難有頂戴仕候 同寅十一月殿様熊野へ御成被爲遊候節於南部山内邑之川原御目見仕難有仕合奉存候

享和三年卒法名号一譽乘瑩居士 …… 爲長 龍神丹八 文政十三年卒法名号円山明滿居士 …… 重正 龍神
幸右衛門 享和三年祖父幸右工門跡六十人物被仰付候 文久三年卒法名号善照院徳山貞本居士

重治 龍神覺兵衛 嘉永元年六十人物被仰付候維新後嶋之瀬惣代トナリ 幸務委員トナリ 明治十八年卒法名
秀勝 龍神新兵衛

觀照院一往道念居士 …… 景形 龍神寅平 明治三十四年高城村收入役・助役トナル 日露戰爭ノ功ニヨ
リ勳八等白色桐葉授譽サル 愛壽 大正十三年卒 法名深心院眞空修徳居士

寒川氏

高城村大字土井藤原氏の末と称し、元日高郡川上村大字熊野川より移住せり

系圖

義栄

藤原氏苗裔 定紋丸之内梅ばち

寒川道久入道与助 日高山路組熊野川村

寒川源太夫 左之系圖相続

久左之門 ———— 久藏 ———— 久左之門

文太夫 ———— 定八
弥太郎 ———— 平治郎 ———— 平治郎 ———— 重吉

六右衛門 ———— 平太郎（當主）

第二章 人物

龍神 頼綱 山城守と号す

應永年中の始京都合戦に軍功ありて將軍に賞せられ、南部川上の地を賜ふ。是に於て土井山に鶯之巢山城を築き、爾後軍功屢々あり日高土生・秋津の内に加給せらる。

應永十二年二月二十三日卒 法名月江玄清大禪定門と号す。

龍神 正直

氏秀の子、幼名孫太郎刑部太夫と称す、稀代の強弓と云ふ。應仁二年五月十五日没、享年六十六法名夏山祐真居士。龍神村龍神氏系譜及嶋之瀬村龍神氏系譜には、正直卒去の年を永徳三年とせり。然れども大熊龍藏寺所藏の如来像裏書には、享徳二年大檀那龍神正直とあるを見れば、永徳三年卒去の事は信ずべからず。

龍神 家綱 次郎七と号す

父秀政永正十四年大和国に討死す。余後土井村鶯之巢城落城となり、家綱浪人をなし嶋之瀬へ移住せり。法名深山 年号は不明

龍神 竜藏 日露戦争戦死軍曹

明治十六年二月市井川に生る、父は常吉と云ふ。明治三十四年志願を以て下士候補生となり、第三十七聯隊に入隊、翌年十月手術優等証書を得、十二月一等兵に進み、即日更に上等兵に進む。三十六年十一月銃劔術優等証書を受け、十二月伍長に進み、三十七年韓国臨時派遣として元山守備大隊に属す。六月軍曹に任ぜらる。九月大阪に飯り幾許もなく征途に就く。爾来戦功あり十二月三日沙河対戦中、三家子に於て土木作業に従事せる。折しも敵彈頭部に貫通し、第三野戦病院に收容せしが、全日死去す。功に依り勲七等功七級に叙せらる。碑は十輪寺にあり。

松谷 三助 和歌山県警察部 法名慈照院仁岳宗義大居士

明治六年瀧の旧庄屋松谷藤八郎氏の長男に生まれ、小学校卒業後農業に従事する傍獨幸し、明治三十一年二月和歌山縣巡查を拝命し、同三十五年部長に昇進し、全四十二年警部に任官周参見分署長となる。妙寺

・鳥屋城・粉河の各署長を歴任し、大正六年六月湯浅署長となる。職務精勵して部下を愛し上司の信任厚く、大正七年八月より同年十月に亘り、有田郡箕島町に於ける腸窒扶斯患者続発し、終熄の豫測し能はざる状態の時、同地に出張部下を督して之が撲滅に従事中、病気に感染同年十一月湯浅町に於て其の職に殉ず。

享年四十六才

道京 常七

安政三年十一月三日大字廣野に生る。安政十年寺子屋に入り、八ヶ月間孝が長じて農業に従事す。聡明にして家業の傍区長・村会議員・村長・青年会長等の要職に就き、公事の爲に奔走する事二十数年なり。明治三十四年日高郡会議員に當選、爾後各選舉毎に當選し大いに活躍せり。昭和四年三月二十日卒す。

城西郷土誌後記

- 一、本誌編纂の要項に就ては序文に明かなれば之を畧す
- 一、本誌も又御坊町芝口常楠氏所蔵を借用せるものにして、原本は半紙百七十八頁の謄寫版印刷なり。只編著者小竹倉之助氏は矢田村千津川の人、余が小孝四年の時の恩師なるも奇縁と云ふべし
- 一、本誌にて特に参考とすべきは、災害誌の詳細を極めたる点なり。今迄数ヶ村の村誌を閲したるも、災害誌に斯く詳細なるは見ざる所とす

一九五〇年二月二十六日 寫本了

清水 長一郎

城西郷土誌の写本を終わって

やっと一ヶ月近く掛かって城西郷土誌の写本を終わった。原本は例の如く勤務先の廃棄書類の裏に、総ページ九十六頁に亘りペン先で写していた。城西とは高城村城山の西側地区の事を云い・東側は城陽と呼ばれていた。また高城村は昭和の町村合併で上南部村・清川村と合併し南部川村となり、更に平成十六年に南部川村と南部町が合併し、みなべ町となっている。この郷土誌の写本で父の所蔵している旧郷土誌関係は、全部活字化を終了した。この郷土誌は表が多くページ数と活字数が膨大になり、圧縮しても167KB、通常では1.45MBの容量を費やした。

平成十六(二〇〇四)年十二月二十四日

清水 章博